障害者ハンドブック

ともに生きる

令和８年度

第２版

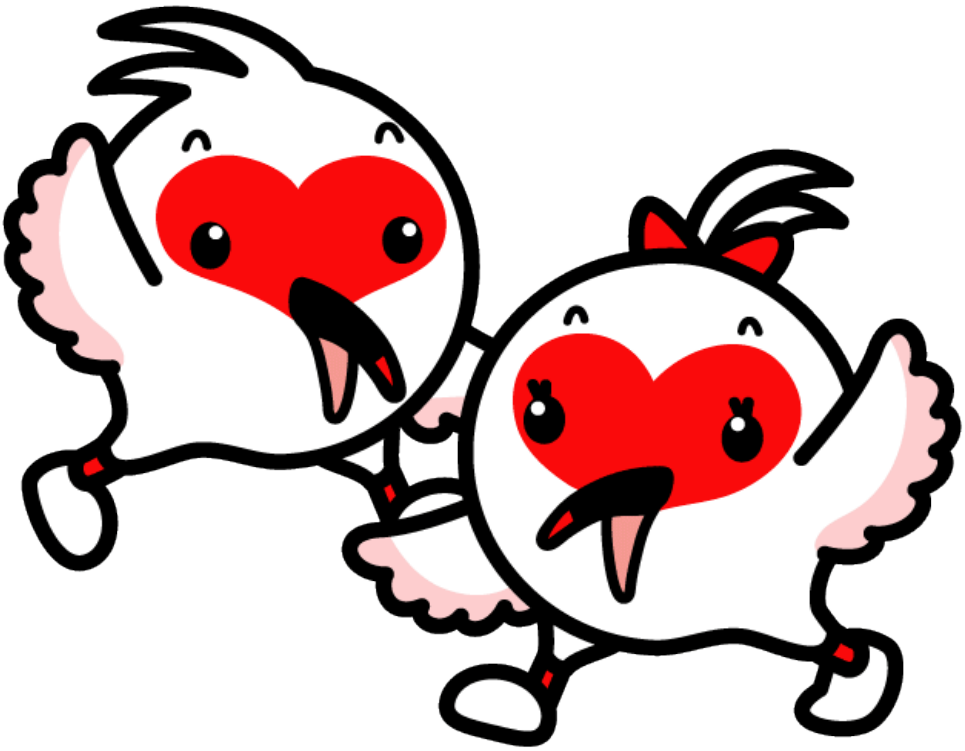

※本冊子の内容をスマートフォン等で確認したい場合は以下の QR コードをご参照ください。

長　岡　市

○申請窓口及び電話による問合せについて

各ページにある「申請窓口」の対応時間は下記のとおりです。

下記以外の申請窓口の対応時間については、各申請窓口に事前にお問合せください。

「申請窓口」

●本庁　アオーレ長岡　東棟１階　総合窓口（福祉窓口、健康保険・年金窓口、税金窓口等）

平日　午前８時３０分～午後５時１５分　土・祝日　午前９時～午後５時

（日曜および日曜の祝日は休み）

※総合窓口では、土・祝日は一部取り扱いのできない手続きがあります。

●各支所地域振興・市民生活課、さいわいプラザ

平日　午前８時３０分～午後５時１５分（土・日・祝日は休み）

「電話による問い合わせ先」

対応時間は、平日　午前８時３０分～午後５時１５分です。（土・日・祝日は休み）

●本庁（代表番号　３５－１１２２）

福　祉　課	障害活動係	TEL：３９－２３４３（直通）	FAX：３９－２２５６
	障害支援係	TEL：３９－２２１８（直通）	FAX：３９－２２５６
	医療費助成係	TEL：３９－２３１９（直通）	FAX：３９－２２５６
介護保険課		TEL：３９－２２４５（直通）	FAX：３９－２２７８
福祉総務課	庶　務　係	TEL：３９－２２１７（直通）	FAX：３９－２２７５
	企　画　係	TEL：３９－２３７１（直通）	FAX：３９－２２７５
国保年金課	国民年金担当	TEL：３９－２２５０（直通）	FAX：３９－２３１１
	国保保険料担当	TEL：３９－２２２０（直通）	FAX：３９－２３１１
	国保給付担当	TEL：３９－２００６（直通）	FAX：３９－２３１１
	後期高齢者医療担当	TEL：３９－２３１７（直通）	FAX：３９－２３１１
生活支援課		TEL：３９－２３３８（直通）	FAX：３９－２２５６

● さいわいプラザ

こども家庭センター	こども発達相談室	TEL：３６－３７２７（直通）	FAX：３９－７８６０
長寿はつらつ課		TEL：３９－２２６８（直通）	FAX：３９－２６０３
保　育　課		TEL：３９－２２１９（直通）	FAX：３９－２２５９

● 支所

中之島支所	地域振興・市民生活課	TEL：６１－２０１５（直通）	FAX：６１－２０３０
越路支所	地域振興・市民生活課	TEL：９２－５９０６（直通）	FAX：９２－５９３０
三島支所	地域振興・市民生活課	TEL：４２－２２４６（直通）	FAX：４２－２１５４
山古志支所	地域振興・市民生活課	TEL：５９－２３３２（直通）	FAX：５９－２３３１
小国支所	地域振興・市民生活課	TEL：９５－５９００（直通）	FAX：９５－５９１４
和島支所	地域振興・市民生活課	TEL：７４－３１１３（直通）	FAX：７４－３５００
寺泊支所	地域振興・市民生活課	TEL：７５－３１１３（直通）	FAX：７５－２２３８
栃尾支所	地域振興・市民生活課	TEL：５２－５８３５（直通）	FAX：５２－３９９０
与板支所	地域振興・市民生活課	TEL：４４－００６３（直通）	FAX：７２－３３３１
川口支所	地域振興・市民生活課	TEL：８９－３１１２（直通）	FAX：８９－３４３０

※本文中の名称、所在地、連絡先及び金額等は、別に記載のあるものを除き令和８年４月１日現在のものとなります。

＜目 次＞

福祉制度一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

1　障害者手帳について

1　身体障害者手帳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2　療育手帳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3　精神障害者保健福祉手帳 ・・・・・・・・・・・・ 6

2　医療費の助成など

1　医療費の助成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2　自立支援医療(更生医療) ・・・・・・・・・・・・ 8
3　自立支援医療(育成医療) ・・・・・・・・・・・・ 9
4　自立支援医療(精神通院医療) ・・・・・・・・・・10
5　重度障害者医療費助成(県障医療) ・・・・・・・・11
6　後期高齢者医療の 65 歳からの適用 ・・・・・・・13
7　ひとり親家庭等医療費助成(県親医療) ・・・・・・14
8　長岡市精神障害者医療費助成事業 ・・・・・・・・15
9　在宅要介護者等歯科保健推進事業 ・・・・・・・・16
10 訪問歯科診療 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
11 心身障害者(児)歯科診療 ・・・・・・・・・・・・16

3　くらし

1　障害者総合支援法による
　障害福祉サービス・地域生活支援事業 ・・・・19
2　障害児通所支援及び障害児相談支援 ・・・・・・24
3　ほほえみ号の利用 ・・・・・・・・・・・・・・・28
4　補装具費の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・29
5　日常生活用具費の支給 ・・・・・・・・・・・・・30
6　住宅改修費の給付 ・・・・・・・・・・・・・・・31
7　障害者住宅改造費の補助 ・・・・・・・・・・・・33
8　障害者安心連絡システム ・・・・・・・・・・・・34
9　移動入浴サービス事業 ・・・・・・・・・・・・・34
10 点字・声の広報発行事業 ・・・・・・・・・・・・35
11 ハート・カーの利用 ・・・・・・・・・・・・・・35
12 総合支援学校・高等総合支援学校
　放課後サポート事業 ・・・・・・・・・・・・・36
13 身体障害者デイサービス事業 ・・・・・・・・・・36
14 精神障害者デイサービス事業 ・・・・・・・・・・37
15 車いすの貸与 ・・・・・・・・・・・・・・・・・37
16 意思疎通支援者の派遣 ・・・・・・・・・・・・・38
17 ＦＡＸ伝言サービス ・・・・・・・・・・・・・・38
18 長岡市知的障害者ふれあいの広場事業 ・・・・・39
19 要援護世帯除雪費助成事業 ・・・・・・・・・・39
20 社会福祉センタートモシアの利用 ・・・・・・・41
21 長岡市地域ささえあい事業 ・・・・・・・・・・42
22 生活福祉資金の貸付 ・・・・・・・・・・・・・44
23 権利擁護に関する支援 ・・・・・・・・・・・・45
24 郵便等による不在者投票 ・・・・・・・・・・・45
25 郵便等による不在者投票における代理記載制度・・46
26 ヘルプマーク・ヘルプカード ・・・・・・・・・46

4　交通費・自動車関係の助成など

1　タクシー利用券・・・・・・・・・・・・・・・・47
2　自動車燃料費の助成・・・・・・・・・・・・・・48
3　じん蔵機能障害者通院費助成事業・・・・・・・・49
4　自動車改造費の助成・・・・・・・・・・・・・・50
5　自動車運転免許取得費の助成・・・・・・・・・・51
6　新潟県おもいやり駐車場制度・・・・・・・・・・52
7　駐車禁止除外指定・・・・・・・・・・・・・・・54

5　運賃・公共料金等の割引

1　交通運賃の割引・・・・・・・・・・・・・・・・55
2　有料道路通行料金の割引・・・・・・・・・・・・56
3　エヌ・シィ・ティ(ケーブルテレビ)
　福祉料金制度・・・・・・・・・・・・・・・・・56
4　各種携帯電話基本使用料等の割引・・・・・・・・57
5　ＮＨＫ放送受信料の割引・・・・・・・・・・・・57
6　施設使用料金の免除・割引・・・・・・・・・・・58

6　税金等の優遇措置

1　国民健康保険料の減免・・・・・・・・・・・・・59
2　所得税、市・県民税・・・・・・・・・・・・・・60
3　相続税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
4　贈与税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
5　自動車税、軽自動車税・・・・・・・・・・・・・62
6　保育料等の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・65

7　手当など

1　障害者のための手当など・・・・・・・・・・・・66
2　特別障害者手当・・・・・・・・・・・・・・・・67
3　特別児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・68
4　障害児福祉手当・・・・・・・・・・・・・・・・69
5　児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・70
6　新潟県心身障害者扶養共済制度・・・・・・・・・71
7　長岡市家族介護見舞金支給事業・・・・・・・・・72
8　障害者紙おむつ購入費助成事業・・・・・・・・・72
9　新潟県在宅重度重複障害者介護見舞金・・・・・・73

8　相談窓口

1　障害者相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・74
2　障害者就業・生活支援センター事業・・・・・・・75
3　こども発達相談室・・・・・・・・・・・・・・・75
4　身体障害者相談員・知的障害者相談員・・・・・・75
5　精神障害者家族相談・・・・・・・・・・・・・・76

9　資料

1　障害者団体関係及びボランティア団体・・・・・・77
2　身体障害者程度等級表・・・・・・・・・・・・・78
3　障害者総合支援法における難病等の対象疾患一覧表・82

〈福祉制度一覧表〉

			医療費の助成						総合支援法による障害福祉サービス		地域生活支援事業				補装具・日常生活用具等				交通費	
			自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（精神通院医療）	重度障害者医療費助成	後期高齢者医療	長岡市精神障害者医療費助成	介護給付	訓練等給付	移動支援	日中一時支援	移動入浴	意思疎通支援者の派遣	補装具	日常生活用具	住宅改造費補助	安心連絡システム	タクシー利用券	自動車燃料費助成
該当ページ			8	9	10	11	13	15	19～23				34	38	29	30	33	34	47	48
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	身体に障害のある児童		○	○		障害の状況、利用の意向、生活環境などの聞きとり調査を行います。				重度身体障害者でサービスを受ける必要があり、家族の介護を得られる方		○	○	○	一人暮らし等の重度身体障害児者・重度知的障害児者・重度精神障害児者	○	○
		2	○			○	○								○	○	○		○	○
		3	○			○	○								○	△				
		4	○												○	△				
		5	○												○	△				
		6	○												○	△				
	聴覚及び平衡機能障害	2	○			○	○							○	○	○	△		○	○
		3	○			○	○							○	○	△				
		4	○											○	○	△				
		5	○											○	○	△				
		6	○											○	○	△				
	音声言語そしゃく	3	○			○	○							○		○				
		4	○				○							○		○				
	肢体不自由	1	○			○	○								○	○	△		○	○
		2	○			○	○								○	○	△		○	○
		3	○			○	○								○	△			△	△
		4	○				△								○	△				
		5	○												○	△				
		6	○												○	△				
	内部障害	1	△			○	○								△	○	△		○	○
		2	△			○	○								△	○	△		○	○
		3	△			○	○								△	△			○	○
		4	△												△	△				
療育手帳		A				○	○									○	○		○	○
		B																		
精神障害者保健福祉手帳		1			（注）	○	○	（注）								△			○	○
		2					○									△				
		3														△				
所得要件等			有	有	有	有	有								有	有	有	有		
その他の要件			18歳以上	18歳未満			65歳以上	70歳未満					65歳未満						在宅	在宅・所有者
介護保険と共通するサービス									△				○		△	△	○			

※○は該当、△は一部該当です。○または△の場合でも、年齢・所得・程度等により該当しない場合がありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

※介護保険が適用される方が「介護保険と共通するサービス」欄に○または△のついた制度をご利用になる場合は、介護保険制度が優先されます。

（注）精神疾患（認知症、てんかん含む）で通院している方。ただし、病名または状態により該当しない場合もあります。

助成・自動車関係					運賃・公共料金の割引等						税金などの優遇措置			手当など							
通院費助成じん臓機能障害者	自動車改造費助成		自動車運転免許取得費助成	駐車禁止除外指定おもいやり駐車場	交通運賃の割引	有料道路通行料金割		NHK受信料減免（全額）	NHK受信料減免（半額）	施設使用料の免除・割引	国民健康保険の減免	所得税・住民税の控除	（軽）自動車税の免除	障害年金	特別障害者手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	新潟県心身障害者扶養共済制度	家族介護見舞金	紙おむつ購入費助成事業	新潟県在宅重度重複障害者介護見舞金
49	50		51	52	55	56		57		58	59	60	62	66	67	68	69	71	72	72	73
		△	○	詳しくは52～54ページの窓口へお問い合わせください。	○	○	○	○	○	○	△	○	○	詳しくは66ページの窓口へお問い合わせください。	在宅で常時介護を要する最重度の障害のある方	在宅で心身に重度から中度の障害を持つ児童（20歳未満）を養育している方	在宅で常時介護を要する重度の障害のある児童	○	療育手帳Aまたは精神保健福祉手帳1級と身体障害者手帳の肢体不自由1～3級が重複している者を家庭で常時介護している方	在宅で常時紙おむつを使用している方特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童福祉手当（1級）のいずれかを受け、	療育手帳A所持者で、かつ次の障害が重複している方を介護している保護者又は肢体不自由1・2級、内部障害1級、視覚障害1・2級、聴覚障害2級のうち2つ以上該当
		△	○		○	○	○	○	○	○	△	○	○					○			
			○		○	○	○	○	○	○		○	○					○			
			○		○	○	△	○	○	○		○	○								
					○	○		○	○	○		○									
					○	○		○	○	○		○									
		△	○		○	○	○	○	○	○	△	○	○					○			
			○		○	○	△	○	○	○		○	○					○			
			○		○	○		○	○	○		○									
					○	○		○		○		○									
					○	○		○	○	○		○									
			○		○	○		○		○		○	△					○			
			○		○	○		○		○		○									
	○	○	○		○	○	○	○	○	○	△	○	○					○			
	○	○	○		○	○	△	○	○	○	△	○	○					○			
	△		○		○	○	△	○		○		○	△					○			
	△		○		○	○		○		○		○	△								
	△				○	○		○		○		○	△								
	△				○	○		○		○		○	△								
△		△	○		○	○	○	○	○	○	△	○	○					○			
△		△	○		○	○	○	○	○	○	△	○	○					○			
△			○		○	○	○	○		○		○	○					○			
△			○		○	○	△	○		○		○									
					○		○	○	○	○	△	○	○					○			
					○			○		○		○						○			
					○			○	○	○	△	○	△					○			
					○			○		○		○						○			
					○			○		○		○						△			
	有							有			有				有	有	有		有		有
	本人運転	介護人運転				本人運転	介護人運転		世帯主						20歳以上		20歳未満			3歳以上65歳未満	

①障害者手帳について

１　身体障害者手帳

身体障害者手帳とは

身体障害者向けの福祉サービスを受けるときに必要な手帳です。また、この手帳により公共料金の割引や税金の減免を受けることができます。

なお、障害年金や障害者向けの手当については、身体障害者手帳とは別に手続きが必要です。

申請窓口	市役所　福祉窓口・ 各支所（巻頭参照）

（１）身体障害者手帳交付申請の手続き

①県の指定医師に診断書を作成してもらう。

※指定医師については、病院、市役所　福祉課障害活動係、各支所で確認してください。

※診断書の用紙は、市役所　福祉窓口、各支所にあります。

②交付申請をする。

○申請先：**市役所　福祉窓口、各支所（巻頭参照）**

○申請に必要なもの

●診断書

※県知事が指定した医師が書いたもの、日付が手帳申請日から３ヶ月以内（申請日以前）のもの

●写真１枚（縦４cm×横３cm、上半身脱帽、無背景、１年以内に撮影したもの）

●マイナンバー確認書類

（２）身体障害者手帳の再認定

※ペースメーカー等を植え込みしている場合や診断書作成時点で３歳未満であった場合等は、障害の再認定を受けていただく必要があります。（再認定が必要な方には市役所から通知します。）

（３）身体障害者手帳変更の手続き

次の場合には変更の手続きが必要です。

・ 障害の程度が変わった　・別の障害が加わった　・障害の再認定の時期になった

・ 氏名が変わった　・住所が変わった

・ 手帳を紛失した　・手帳を破損した

・ 手帳の写真をとりかえたい　・手帳を持っている人が死亡した

○申請先：**市役所　福祉窓口、各支所（巻頭参照）**

○手続きに必要なもの

●診断書（障害程度変更、障害追加、障害の再認定の場合に必要）

●身体障害者手帳（紛失の場合以外）

●写真１枚（縦４cm×横３cm、上半身脱帽、無背景、１年以内に撮影したもの）

※障害程度変更、障害追加、障害の再認定、再交付の場合に必要

●マイナンバー確認書類

※市外へ転出する場合には、転出先の市区役所、町村役場の障害福祉担当窓口で手続きをしてください。

問い合わせ先：市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）

２　療育手帳

療育手帳とは

療育手帳とは、知的障害者（児）が福祉制度を利用しやすくしたり、障害の状況を確認したりするために、交付される手帳です。

手帳には、「A」「B」二つの等級があります。

等　級	程　度
A	最重度～重　度
B	中　度～軽　度

申請窓口	市役所 福祉窓口 各支所（巻頭参照）

（１）療育手帳交付申請の手続き

①交付申請

○申請先：**市役所　福祉窓口、各支所（巻頭参照）**

○申請に必要なもの

●写真１枚（縦４cm×横３cm、上半身脱帽、無背景、１年以内に撮影したもの）

●マイナンバー確認書類

②判　　定

○判定場所：**長岡児童相談所（長岡知的障害者更生相談所）**

（２）療育手帳の再判定

○判定場所：**長岡児童相談所（長岡知的障害者更生相談所）**

※療育手帳は、数年ごとに再判定を行い、障害の状況を確認します。

※定期の再判定のほか、障害の状況に変化があったと思われるときにも、申し出により再判定をすることができます。長岡児童相談所（長岡知的障害者更生相談所）、市役所　福祉課障害活動係、各支所にお問合せください。

（３）療育手帳変更、再交付、返還の手続き

次の場合には、手続きが必要です。

・氏名が変わった　・保護者が変わった　・住所が変わった

・手帳を紛失した　・手帳を破損した　・写真をとりかえたい

・手帳の交付を受けた人が死亡した

○申請先：**市役所 福祉窓口、各支所（巻頭参照）**

○手続きに必要なもの

●療育手帳（紛失の場合以外は必要）

●写真１枚（縦４cm×横３cm、上半身脱帽、無背景、１年以内に撮影したもの）

※再交付の場合のみ必要

※市外へ転出する場合には、転出先の市区役所、町村役場の障害福祉担当窓口に届け出てください。また、県外へ転出する場合は、転出先での手続き後、新潟県交付の療育手帳を、市役所　福祉課障害活動係にご返還ください。

問い合わせ先：市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）

３　精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳とは

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患を持つ方が一定の障害の状態であることを証明するものです。この手帳を持つことにより、精神障害者の方の福祉や社会参加、社会復帰をしやすくすることを目的としています。

申請窓口	市役所 福祉窓口 ・ 各支所（巻頭参照）

（１）障害等級　　１級から３級まであります。

（２）有効期間　　２年間(有効期限の３か月前から更新申請の受付をします。)

（３）手帳申請の手続き

①精神障害による障害年金等を受給している人

＜必要書類＞

●障害者手帳申請書　　●同意書　　●印鑑

●障害年金証書の写し（平成９年度以降のもの）、特別障害給付金受給資格者証（特別障害者給付金支給決定通知書）、直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し

●写真１枚（縦４cm×横３cm、上半身脱帽、無背景、１年以内に撮影したもの）

●マイナンバー確認書類

●でき上がった手帳の郵送を希望する場合は、４６０円分の切手

②精神障害による障害年金を受給していない人　または　受給していても診断書で申請する人

＜必要書類＞

●障害者手帳申請書　　●診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

※精神疾患の診察をしている主治医が記入したもので、初診日から６ヶ月以上経過していること及び、診断書発行日から３か月以内のものであること

●写真１枚（縦４cm×横３cm、上半身脱帽、無背景、１年以内に撮影したもの）

●マイナンバー確認書類

●でき上がった手帳の郵送を希望する場合は、４６０円分の切手

※前記の〈必要書類〉を持って窓口で手続き後、県で交付の可否と等級の決定がされます。

（４）精神障害者保健福祉手帳変更の手続き

次の場合には、手続きが必要です。

・障害の等級を変更したい　・氏名が変わった　・住所が変わった
・手帳を紛失した　・手帳を破損した　・手帳の写真をとりかえたい　など

〇申請先：**市役所 福祉窓口、各支所（巻頭参照）**

〇手続きに必要なもの

●精神障害者保健福祉手帳　●印鑑

●診断書　又は　障害年金証書の写し及び同意書（障害の等級を変更したい場合のみ）

●写真１枚（縦４cm×横３cm、上半身脱帽、無背景、１年以内に撮影したもの）

※再交付等で手帳の作成が必要な場合

●マイナンバー確認書類

※市外へ転出する場合には、転出先の市区役所、町村役場の障害福祉担当窓口で手続きをしてください。問い合わせ先：市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）

②医療費の助成など

1　医療費の助成

（1）障害者に対する医療費の助成には次のものがあります。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>年　齢</th><th>医療名</th><th>等級制限</th><th>所得制限</th><th>申　請　窓　口</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">障害の軽減などのための医療</td><td>１８歳以上</td><td>自立支援医療
（更生医療）</td><td>なし</td><td>あり</td><td rowspan="6">市役所 福祉窓口
各支所（巻頭参照）</td></tr>
<tr><td>１８歳未満</td><td>自立支援医療
（育成医療）</td><td>なし</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>制限なし</td><td>自立支援医療
（精神通院医療）</td><td>なし</td><td>あり</td></tr>
<tr><td rowspan="4">一般の医療</td><td>重度障害者の配偶者と児童</td><td>児童が１８歳未満の場合</td><td>ひとり親医療</td><td>あり</td><td>あり</td></tr>
<tr><td rowspan="3">障害者本人</td><td>６５歳未満</td><td>県障医療</td><td>あり</td><td>あり</td></tr>
<tr><td rowspan="2">６５歳以上</td><td>県障医療</td><td>あり</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>後期高齢者医療</td><td>あり</td><td>なし</td><td>市役所　健康保険・年金窓口
各支所（巻頭参照）</td></tr>
</table>

※自立支援医療は、世帯の市民税額等によって自己負担額が異なります。

（2）医療費助成の受給者は、次の場合に手続きが必要です。

①氏名が変わった場合　　②住所が変わった場合

③医療保険の種類又は加入医療保険資格情報に変更があった場合　など

変更の届出　　○届出先:各制度の担当窓口

○届出に必要なもの

●受給者証

●資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面の写しなど

※場合によって、他にも必要なものがありますので、詳しくはお問い合わせください。

（3）県外の医療機関等で受診した場合も助成します。

対象者は、「県障医療」、「ひとり親医療」の受給者です。

助成の手続　　○申請先：市役所　福祉窓口又は各支所（巻頭参照）

○申請に必要なもの

●領収書

●振込先口座のわかるもの(通帳等)

●受給者証

２　自立支援医療（更生医療）

自立支援医療（更生医療）とは

１８歳以上の身体障害者に対して、障害の軽減などのために必要な治療の自己負担額が１０％になる制度です。（市民税額に応じて月額負担額に上限があります。）

等級制限	なし	市民税額による制限	あり

申請窓口	市役所 福祉窓口　・各支所（巻頭参照）

（１）更生医療に該当する医療

次の表のとおりです。（事前に申請が必要です。）
なお、県知事が指定した医療機関で医療を受けなければなりません。

障害名	医療内容
視覚障害	角膜移植術、白内障手術など
聴覚障害	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術など
音声・言語・そしゃく機能障害	歯科矯正術、口蓋裂に対する手術など
肢体不自由	人工関節置換術など
心臓機能障害	人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、心臓移植術、心臓移植術後の抗免疫療法など
じん臓機能障害	人工透析療法、腎移植術、腎移植術後の抗免疫療法など
肝臓機能障害	肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法
小腸機能障害	中心静脈栄養法
免疫機能障害	抗ＨＩＶ療法、免疫調節療法など

（２）申請の手続き

○問い合わせ先：市役所　福祉課医療費助成係（巻頭参照）
○申請に必要なもの
- ●身体障害者手帳
- ●医師の意見書（指定医療機関の担当医師が作成したもの）
- ●資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面の写しなど
  - 国　　保：国保に加入している世帯全員のもの
  - 社　　保：対象者・被保険者のもの
  - 後期高齢者：後期高齢者医療に加入している世帯全員のもの
- ●受給対象者本人の前年（申請月が１月～６月の場合前々年）１年間の年金の受取額がわかる書類（年金振込通知書、通帳の写しなど）**（市民税非課税世帯のみ）**
- ●特定疾病療養受療証（人工透析の方でお持ちの方のみ）
- ●マイナンバー確認書類

◎所得申告をされていない場合は申告が必要になります。
◎長岡市に転入してきた方等、長岡市で課税状況の確認ができない場合は、市町村民税課税証明書（所得金額・控除金額・扶養人数等が記載されているもの）が必要になります。
※マイナンバーが確認できる場合は省略可能です。

３　自立支援医療（育成医療）

自立支援医療（育成医療）とは

１８歳未満の身体に障害のある(障害を残すと認められる)児童に対して、治療効果が期待できる治療の自己負担額が１０％になる制度です。（市民税額に応じて月額負担額に上限があります。）

等級制限	なし	市民税額による制限	あり

申請窓口	市役所 福祉窓口 各支所（巻頭参照）

※身体障害者手帳がなくても受給できます。

※事前申請が原則です。

（１）育成医療に該当する医療

主な医療は次の表のとおりですが、詳しくは指定医療機関の医師に相談してください。

（指定医療機関）：新潟県知事が指定した医療機関であり、ここで医療を受けなければなりません。

障害名	医療内容
視覚障害	角膜移植術、白内障手術など
聴覚・平衡機能障害	鼓室形成術など
音声・言語・そしゃく機能障害	口蓋裂形成術など
肢体不自由	人工関節置換術など
心臓機能障害	人工弁置換術、ペースメーカー埋込術など
じん臓障害	じん移植手術、人工透析療法など
肝臓機能障害	肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法
その他の先天性内臓障害	人工肛門造設術、中心静脈栄養法
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	抗ＨＩＶ療法など

（２）申請の手続き

○問い合わせ先：市役所　福祉課医療費助成係（巻頭参照）

○申請に必要なもの

●医師の意見書（指定医療機関の担当医師が作成したもの）

●資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面の写しなど

国　　保：国保に加入している世帯全員のもの

社　　保：対象者・被保険者のもの

後期高齢者：後期高齢者医療に加入している世帯全員のもの

●保護者の前年（申請月が１月～６月の場合前々年）１年間の年金の受取額がわかる書類

（年金振込通知書、通帳の写しなど）**（市民税非課税世帯のみ）**

●受給対象者本人の前年（申請月が１月～６月の場合前々年）１年間の年金の受取額がわかる書類

（年金振込通知書、通帳の写しなど）**（市民税非課税世帯のみ）**

●マイナンバー確認書類

◎所得申告をされていない場合は申告が必要になります。

◎長岡市に転入してきた方等、長岡市で課税状況の確認ができない場合は、市町村民税課税証明書（所得金額・控除金額・扶養人数等が記載されているもの）が必要になります。

※マイナンバーが確認できる場合は省略可能です。

４　自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）とは

精神疾患の外来通院にかかる医療費(薬剤費、検査、デイケアの費用も含む)の自己負担額が１０％になる制度です。（市民税額に応じて月額負担額に上限があります。）

等級制限	なし	市民税額による制限	あり

申請窓口	市役所 福祉窓口 各支所（巻頭参照）

（１）申請の手続き

○問い合わせ先：市役所　福祉課医療費助成係（巻頭参照）

○申請に必要なもの

●診断書（精神通院医療）（精神障害者保健福祉手帳と**同時申請**する場合は**手帳用の診断書の写し**でよい。）

※再認定の申請の際、病状及び治療方針に変更がない場合は、２年に１度、診断書の添付を省略できます（新規申請は必ず診断書の添付が必要です)。

●「重度かつ継続」に関する意見書**（課税世帯で該当する場合）**

●資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面の写しなど

・国　　保：国保に加入している世帯全員のもの

・社　　保：対象者・被保険者のもの

・後期高齢者：後期高齢者医療に加入している世帯全員のもの

●受給対象者本人の前年（申請月が１月～６月の場合前々年）１年間の年金の受取額がわかる書類（年金振込通知書、通帳の写しなど）**（市民税非課税世帯のみ）**

●マイナンバー確認書類

◎所得申告をされていない場合は申告が必要になります。

◎長岡市に転入してきた方等、長岡市で課税状況の確認ができない場合は、市町村民税課税証明書（所得金額・控除金額・扶養人数等が記載されているもの）が必要になります。

※マイナンバーが確認できる場合は省略可能です。

（２）変更手続きが必要なとき

①病院を変えるとき

②住所、氏名、健康保険等に変更があったとき

いずれの場合も市の申請書受理日が適用日となります。

また、申請は市を経由し、県で交付の可否が決定されます。

（３）有効期間

１年間（有効期限の３か月前より継続申請の受付をします。）

（４）その他

上記の他にも精神疾患の医療費の一部を助成する「長岡市精神障害者医療費助成事業」があります。（詳細については１５ページ参照）

５　重度障害者医療費助成（県障医療）

県障医療とは

重度の障害者の医療費の一部を助成するものです。

等級制限	あり

所得制限	あり

申請窓口	市役所　福祉窓口 各支所（巻頭参照）

自己負担	外来：１回５３０円 （医療機関毎に月４回まで ５回目以降負担なし） 入院：１日１，２００円 薬局：無料 訪問看護：1日２５０円

※差額室料や付添料などは助成されません。
※６５歳以上の方は申請により後期高齢者医療に加入できます。　（１３ページ以降参照）

（１）対象者

①身体障害者

	１級	２級	３級	４級	５級	６級
身体障害者手帳	○	○	○	×	×	×

②知的障害者

	A	B
療　育　手　帳	○	×

③精神障害者

	１級	２級	３級
精神障害者保健福祉手帳	○	×	×

（２）助成の手続き

①まず、申請して、県障受給者証の交付を受けてください。

申請日の翌月から該当（月の１日に申請した場合は、同月から該当）

②県障受給者証等を医療機関に提示して、医療費の助成を受けてください。

ア. 県障受給者証の交付申請の手続き

○問い合わせ先：市役所　福祉課医療費助成係（巻頭参照）
○申請に必要なもの
●身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
●資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面の写しなど
●マイナンバー確認書類
※転入等により長岡市で市民税額の確認ができない方で、マイナンバーの提供をいただけない場合は、前住所地の課税証明書が必要になります。
また、所得申告をされていない場合は申告が必要になります。

イ. 医療機関（訪問看護を含む）で受診するときの手続き

(a) 必ず「県障受給者証」を提示してください。
(b) 医療機関に一部負担金を支払ってください。

申　請　者 → (a) 県障受給者証の提示 → 医 療 機 関
申　請　者 → (b) 一部負担金の支払 → 医 療 機 関

※整骨院・接骨院・はり・きゅう・マッサージ（以下「医療機関等」という。）にかかったときは…
次の方法で助成します。

①医療機関等で受診するときは、必ず「県障受給者証」を提示してください。

②各保険の自己負担分をいったん医療機関等に支払ってください。

＜助成額の受領を医療機関等に委任したときは＞

医療機関等で（４）の一部負担金を支払ってください。

④⑤の手続きを、医療機関等が市に対して直接行います。

③「医療費助成申請書」に必要事項を記入して、医療機関等の窓口に提示してください。（申請書は市役所福祉窓口又は各支所にあります。）

④「医療費助成申請書」に１か月分の領収済額等の証明又は内容の確認できる領収書をもらってください。

⑤医療機関等の証明を受けた「医療費助成申請書」を市役所福祉窓口又は各支所に提出してください。

⑥提出された「医療費助成申請書」を審査のうえ、領収済額から下記の一部負担金を差し引いた額(助成額)を指定の口座に振り込みます。

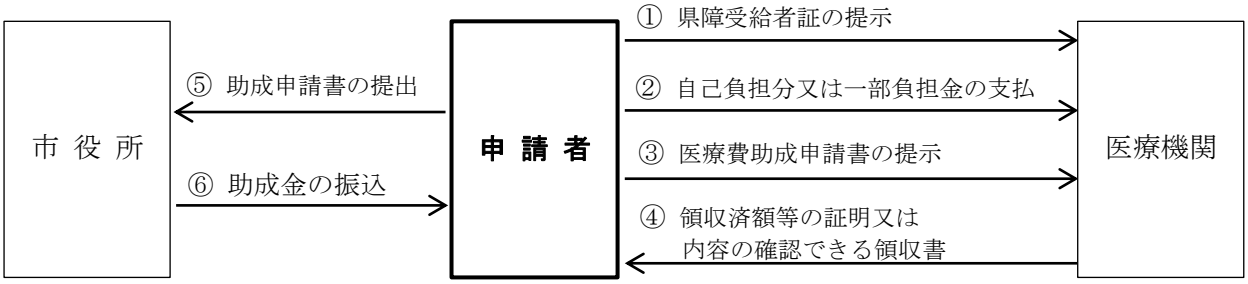

（３）入院時食事代の助成

県障医療で入院時食事代の助成が受けられます。

①対象者

限度額適用・標準負担額減額認定区分が、市民税非課税に該当している方

②助成の手続き

次の書類を医療機関の窓口に提示することにより、食事代の助成が受けられます。

●県障受給者証

●マイナ保険証又は資格確認書

●限度区分が確認できるもの（以下のいずれか）

・マイナ保険証

・医療機関等がオンラインで本人の資格情報を確認することに、同意すること

・限度区分が記載された限度額適用・標準負担額減額認定証又は資格確認書を提示（マイナ保険証利用者以外）

（４）一部負担金

入　　院	１日　１，２００円
外　　来	１回　　５３０円 （医療機関毎に月４回まで、５回目以降負担なし）
訪問看護	１日　　２５０円

６　後期高齢者医療の６５歳からの適用

後期高齢者医療とは

７５歳になると後期高齢者医療が適用になりますが、心身に一定の障害がある場合には６５歳から適用することができます。

等級制限	あり	所得制限	なし	自己負担	あり

申請窓口	市役所　健康保険・年金窓口 各支所（巻頭参照）

（１）対象者

６５歳以上で、次の「○」の手帳所持者または同程度の障害を有するもの

①身体障害者

	１級	２級	３級	４級	５級	６級
身　体　障　害　者　手　帳	○	○	○	△	×	×

※４級・・・音声機能、言語機能障害又は下肢障害の１、３、４項

②知的障害者

	A	B
療　育　手　帳	○	×

③精神障害者

	１級	２級	３級
精神障害者保健福祉手帳	○	○	×

④障害年金受給者

１級	２級	３級
○	○	×

（２）後期高齢者医療加入申請の手続き

○問い合わせ先：市役所　国保年金課後期高齢者医療担当　TEL３９－２３１７（直通）

○申請に必要なもの

- ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または年金証書
- ●現在加入している健康保険の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」
- ●印鑑
- ●県障受給者証（県障受給者のみ）
- ●マイナンバー確認書類

（３）医療の給付

①医療機関に受診するときには、必ず「マイナ保険証又は後期高齢者医療資格確認書」を窓口に提示してください。（県障医療受給者は「県障受給者証」もいっしょに窓口に提示してください。）

②医療機関に一部負担金を支払ってください。

（医療費の一部負担金は、所得に応じて１割、２割又は３割の負担となります。）

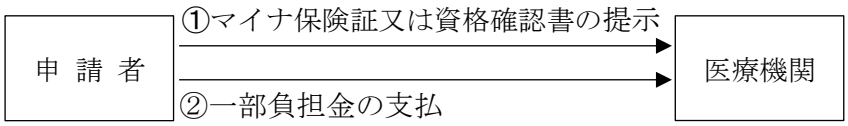

７　ひとり親家庭等医療費助成（県親医療）

ひとり親医療（県親医療）とは

この制度は、母子家庭などのひとり親家庭の医療費を助成するものです。
児童の父や母に重度の障害（障害年金１級該当程度）がある場合には、この制度が適用できます。

等級制限	あり

所得制限	あり

申請窓口	市役所　福祉窓口 各支所（巻頭参照）

自己負担	外来：１回５３０円 （医療機関毎に月４回まで ５回目以降負担なし） 入院：１日１，２００円 薬局：無料 訪問看護：１日２５０円

※差額室料や付添料などは助成されません。

（１）この制度の適用例

①「重度障害者」、「配偶者」と「１８歳未満の児童」の世帯の場合

配偶者と１８歳未満の児童は「県親医療」の対象となり、重度障害者は「県障医療」の対象となります。

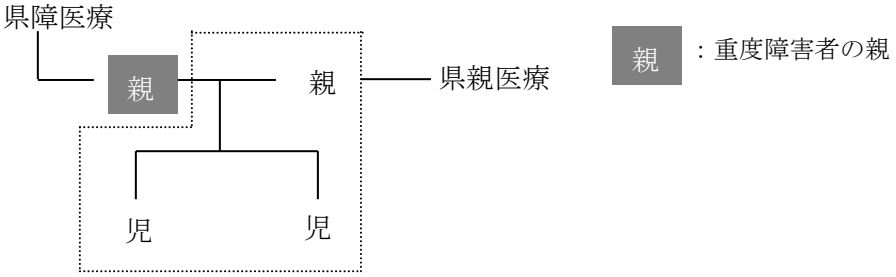

②「重度障害者」、「配偶者（重度障害）」と「１８歳未満の児童」の世帯の場合

１８歳未満の児童のみが「県親医療」の対象となり、父母は「県障医療」の対象となります。

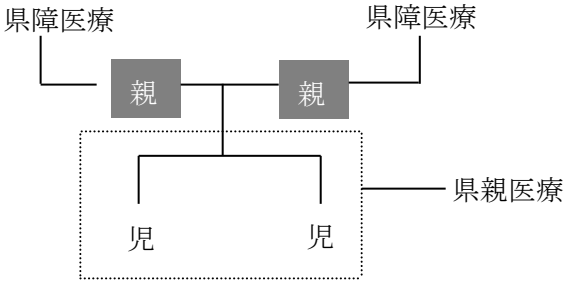

（２）助成の手続き

①まず、申請して、県親受給者証の交付を受けてください。（申請日の翌月から該当）

②県親受給者証等を医療機関に提示して、医療費の助成を受けてください。

ア　県親受給者証の申請の手続き

○問い合わせ先：市役所　福祉課医療費助成係（巻頭参照）
○申請に必要なもの
●身体障害者手帳または療育手帳　　●障害年金の証書
●資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面の写しなど（申請者と児童全員分）
※戸籍の全部事項証明書又は戸籍謄本、所得証明書等が必要な場合もあります。
●マイナンバー確認書類

イ　医療機関で受診するときの手続き

医療機関で受診するときの手続きは、県障医療と同様です。（１１ページ参照）

８　長岡市精神障害者医療費助成事業

長岡市精神障害者医療費助成事業とは

精神疾患の治療に係る医療費等の一部を助成します。
助成額は、通院・入院の一部負担金の１／３です。
ただし、７０歳以上の人及び後期高齢者医療に該当している人は対象となりません。

等級制限	なし

所得制限	なし

申請窓口	市役所　福祉窓口 各支所（巻頭参照）

（１）助成の内容

助成対象	助成額	条件等
医療費 （入院･外来・調剤）	一部負担金の ３分の１	一部負担金に、健康保険から支給される高額療養費や附加給付金が含まれている場合は、その額を差し引いて計算します。
訪問看護利用料		医療保険適用分のみ対象になります。
入院時食事代	全　額	限度額適用・標準負担額減額認定区分が、市民税非課税に該当している方に限ります。

（２）助成手続き

①まず、申請して、精神受給者証の交付を受けてください。

《申請に必要なもの》

●精神科医の診断書、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）受給者証のいずれか１つ

●資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面の写しなど

※手続きを行った月の分から、医療費の助成が受けられます。

②助成の申請を行ってください。

○問い合わせ先：市役所　福祉課医療費助成係（巻頭参照）
○申請に必要なもの
●受給者証
●領収書（原本）
●振込先口座のわかるもの（通帳等）

９　在宅要介護者等歯科保健推進事業

在宅要介護者等歯科保健推進事業とは

寝たきり・障害等により、歯科保健サービスを受けることが困難な在宅者に対し、歯科医師、歯科衛生士が訪問し、歯科健診や相談などを行います。(年１回)

申請窓口	新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部　医薬予防課

（１）対象者

以下のいずれにも該当する人

①口腔に関する自覚症状はないが、歯科健診を希望する人

（本人以外の者によって明確な所見が確認できる場合は除く。）

②歯科保健サービスを受けることが困難な在宅要介護者及び重度障害者等で以下のいずれかに該当する人

・要介護３・４・５の人

・障害高齢者の寝たきり度Ｂ・Ｃの人

・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ｍの人

・療育手帳Ａまたは身体障害者手帳１・２級の人

（２）申込みの手続き

○問い合わせ先：新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部　医薬予防課

〒940-0857　長岡市沖田３－２７１１－１（TEL３３－４９３２）

○申込方法：「訪問歯科健診事業申込（同意）書」を提出してください。

１０　訪問歯科診療

訪問歯科診療とは

歯科医院に通院することが困難な方へ、歯科医師がご自宅や施設に訪問して義歯、虫歯等の治療を行います。

相談窓口	長岡歯科医師会　在宅歯科医療連携室 TEL０８０－３５６８－０３４１

１１　心身障害児（者）歯科診療

心身障害児（者）歯科診療とは

心身障害児（者）の歯科診療を、協力医がその障害の程度、症状に応じて行います。

相談窓口	各 協 力 医

市 内 の 協 力 医

医院名	歯 科 医 師	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ
青葉台歯科医院	石　上　晴　海	940-2145	長岡市青葉台1-甲120-8	0258-46-7992
阿 部 歯 科 医 院	阿　部　幸　作	940-0076	長岡市本町1-3-1	0258-32-1555
あ け ぼ の 歯 科	渡　辺　泰　典	940-0832	長岡市曙1-3-21	0258-39-5200
あおば歯科クリニック	村　松　瑞　人	940-2124	長岡市希望が丘1-7-1	0258-21-3420
石 原 歯 科 医 院	石　原　紀　彰	940-0226	長岡市滝の下町8-49	0258-52-2204
い だ 歯 科 医 院	依　田　洋　明	940-2106	長岡市古正寺3-20	0258-27-7700
今 井 歯 科 医 院	今　井　英　一	940-0093	長岡市水道町4-2-25	0258-36-4657
えぐち歯科クリニック	江　口　洋　輔	940-0094	長岡市中島5-1-19	0258-86-0118
大 島 通 り 歯 科	松　澤　貴　宏	940-2112	長岡市大島本町5-118-18	0258-86-0500
大 平 歯 科 医 院	高　田　美由紀	940-0073	長岡市舩江町3-11	0258-34-3223
大 野 歯 科 医 院	大　野　　篤	940-2141	長岡市藤橋1-284-1	0258-46-8211
おぐろ歯科医院	小　黒　一　郎	940-2507	長岡市寺泊吉364-8	0258-75-5588
かさい歯科医院	笠　井　郁　雄	940-1151	長岡市三和3-8-3	0258-31-5665
萱 中 歯 科 医 院	萱　中　智　幸	940-0067	長岡市関東町1-9	0258-32-8500
かりや歯科医院	刈　屋　　功	940-0035	長岡市東神田1-3-23	0258-39-5977
神 成 歯 科 医 院	神　成　庸　二	940-0094	長岡市中島6-1-4	0258-37-0418
北 島 歯 科 医 院	北　島　　匡	940-1106	長岡市宮内2-8-6	0258-33-2131
桑 原 歯 科 医 院	桑　原　直　久	940-2502	長岡市寺泊白岩7220-3	0258-75-4881
古正寺ファミリー歯科	渡　邊　一　也	940-2106	長岡市古正寺1-3058-2	0258-29-6480
小林歯科クリニック	小　林　茂　広	940-0033	長岡市今朝白2-8-5	0258-34-6644
さ い と う 歯 科	斎　藤　　了	940-0897	長岡市新組町字筒場2196-3	0258-25-2582
さ く ら 歯 科	能代谷　真　理	940-0805	長岡市浦瀬町478-2	0258-44-7080
佐　藤　歯　科	佐　藤　直　久	940-0066	長岡市東坂之上町1-4-3 スカイハイツ102	0258-34-4180
佐 藤 歯 科 医 院	佐　藤　友　秀	940-0053	長岡市長町1-1-7	0258-32-0210
歯 科 斎 藤 医 院	斎　藤　直　樹	959-0165	長岡市寺泊北曽根字大溜2167-1	0256-98-6140
しなのハートクリニック	石　黒　泰　子	940-0098	長岡市信濃2-6-18	0258-37-0521
しみず歯科医院	清　水　雄　介	940-0029	長岡市東蔵王2-6-12	0258-25-3003
しんざわ橋正歯科クリニック	新　澤　牧　子	940-2106	長岡市古正寺3-289	0258-86-6480
宮 江 歯 科	宮　　江　利	949-5411	長岡市来迎寺2394	0258-92-5518
関 歯 科 医 院	関　　晋太郎	940-1106	長岡市宮内1-1-4	0258-33-7695
そりまち歯科医院	反　町　晋　康	940-0016	長岡市宝1-2-21	0258-25-1210

医　療　機　関	歯科医師	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ
高橋小児歯科医院	高　橋　喜　一	940-0062	長岡市大手通1-5-2　タカノビル4F	0258-36-5622
たぐち歯科クリニック	田　口　裕　哉	940-0856	長岡市美沢3-637	0258-77-2000
田村歯科クリニック	田　村　　宏	940-0025	長岡市泉1-2-1	0258-39-4155
とちお歯科クリニック	広　瀬　大　希	940-0204	長岡市新栄町2-3-35	0258-53-0077
永 井 歯 科 医 院	永　井　恵　子	940-0023	長岡市新町1-1-8	0258-33-2934
永 井 歯 科 医 院	永　井　正　紀	949-5411	長岡市来迎寺3862	0258-92-2171
なかじま歯科クリニック	中　島　幹　夫	940-1162	長岡市西宮内2-33	0258-37-8200
中 川 歯 科 医 院	中　川　　昭	940-0061	長岡市城内町2-5-2	0258-32-2041
長 束 歯 科 医 院	橋　本　りでや	940-2112	長岡市大島本町4-106-1	0258-27-1016
中 野 歯 科 医 院	中　野　陽　介	940-2113	長岡市大山2-3-10	0258-29-4199
ヒッポ歯科クリニック	野　口　友　美	940-2123	長岡市七日町字川原374 ｱｸﾛｽﾌﾟﾗｻﾞ長岡七日町内	0258-89-8451
ひ ま わ り 歯 科	北　澤　　敦	940-0864	長岡市川崎2-2478-1	0258-37-7778
堀 歯 科 医 院	堀　　香　里	940-0052	長岡市神田町2-1-19	0258-32-0377
ほりきり歯科医院	堀　切　隆　志	940-2106	長岡市古正寺3-254	0258-20-5255
まつだ歯科医院	松　田　武　之	940-1131	長岡市十日町字西野々1009-2	0258-22-2877
丸山歯科クリニック	丸　山　　敦	940-2035	長岡市関原町3-乙14	0258-47-2488
みどり町歯科医院	木　倉　一　樹	940-2105	長岡市緑町1-86-33	0258-22-5002
三井田歯科医院	三井田　　浩	940-0845	長岡市花園2-8-15	0258-39-1181
山 下 歯 科 医 院	山　下　　智	940-0853	長岡市中沢4-342	0258-34-6480
山 田 歯 科 医 院	山　田　浩　之	940-0071	長岡市表町1-4-1	0258-32-2928
山田歯科クリニック	山　田　正　幸	940-0043	長岡市土合5-8-23	0258-36-1777
やまもと歯科医院	山　本　晃　一	940-0875	長岡市新保3-1-48	0258-24-2045
横 山 歯 科 医 院	横　山　和　義	940-1105	長岡市摂田屋1-2-63	0258-37-5833
吉 川 歯 科 医 院	吉　川　祐　市	940-0861	長岡市川崎町字山崎765-1	0258-35-1184
吉原歯科クリニック	吉　原　芳　樹	940-2116	長岡市南七日町30-8	0258-47-3200
米 山 歯 科 医 院	米　山　知　宏	940-2112	長岡市大島本町5-114-3	0258-27-2347
ワキヤ歯科医院	脇　屋　礼　慈	940-0061	長岡市城内町3丁目 字観光院町甲893-36	0258-35-5210
和 田 歯 科 医 院	和　田　一　彦	940-2311	長岡市三島新保3082	0258-42-3511

③く　ら　し（障害者総合支援法による障害福祉サービス、地域生活支援事業ほか）

１　障害者総合支援法による障害福祉サービス・地域生活支援事業

障害者総合支援法とは

「障害者総合支援法」は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障害をお持ちの方の日常生活や社会生活を総合的に支援するための法律です。平成２５年４月から「障害者自立支援法」が改正されて、「障害者総合支援法」になりました。

対象となるサービスは、「障害福祉サービス」、「地域相談支援」及び「地域生活支援事業」の三つのサービス体系に分かれています。また「障害福祉サービス」及び「地域相談支援」の二つについては「計画相談支援」が合わせて支給されます。

※平成２５年４月から、新たに難病の方が障害福祉サービス等を利用できるようになりました。利用できるサービス等の詳細については、市役所福祉課障害支援係（巻頭参照）にお問合せください。

（１）対象となるサービス

※介護保険制度の対象者は、原則として、介護保険でのサービス利用が優先されます。

①障害福祉サービス

ア　介護給付

居宅介護 （ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟ）	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴や排泄、食事の介護を行ったり、調理、洗濯、掃除などの家事の援助等を行います。 《対象者》〔身・知・児・精・難〕次の要件に該当する人 障害支援区分１～６
重　　度 訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害によって行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。 各回のサービス提供時間が長時間になるものを想定しています。 居宅介護と同時に支給決定を受けることは原則できません。 《対象者》〔身・難〕次の要件に該当する人 障害支援区分４～６で、二肢以上に麻痺があり、認定調査項目のうち歩行･移乗･排尿･排便がいずれも「支援が不要」以外 〔知・精・難〕次の要件に該当する人 障害支援区分４～６で、認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上である人
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出する際に同行し、外出時に必要な視覚的情報の提供や移動の援護を行います。 《対象者》〔身・児・難〕次の要件に該当する人 視覚障害者（児）で、同行援護アセスメント調査票の調査項目のうち、視力障害、視野障害、夜盲のいずれかが１点以上であり、かつ移動障害の点数が１点以上
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で常時介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護を行います。 《対象者》〔知・児・精・難〕次の要件に該当する人 障害支援区分３～６で、認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上である人

重度障害者等 包括支援	常時介護が必要で意思疎通を図ることが著しく困難な人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。 《対象者》〔身・知・児・精・難〕障害支援区分６で、意思疎通に著しい困難を有する次のいずれかの要件に該当する人 ・重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきりの状態の人のうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(児)、又は最重度知的障害者（児） ・認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上である人
短期入所 (ｼｮｰﾄｽﾃｲ)	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、障害者支援施設等に短期間入所することで、入浴、排泄、食事の介護、その他の必要な支援を行います。 《対象者》〔身・知・児・精・難〕次の要件に該当する人 障害支援区分１～６
療養介護	病院などの施設において、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、日常生活上の世話などを行います。 《対象者》〔身・難〕次のいずれかの要件に該当する人 ・障害支援区分６で、筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）患者等、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 ・障害支援区分５～６で、筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者
生活介護	常時介護を必要とする人に、主に日中において、障害者支援施設などで行われる介護サービスや、創作的活動又は生産活動の機会の提供、身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助などを行います。 《対象者》〔身・知・精・難〕次のいずれかの要件に該当する人 ・障害支援区分３～６で、５０歳未満の人（障害者支援施設に入所してこのサービスを受ける場合は、区分４～６） ・障害支援区分２～６で、５０歳以上の人（障害者支援施設に入所してこのサービスを受ける場合は、区分３～６）
施設入所 支　　援	介護が必要な人、または通所が困難な人に対して居住の場を提供し、主として夜間における日常生活上の支援を行います。 《対象者》〔身・知・精・難〕次のいずれかの要件に該当する人 ・障害支援区分４～６で、５０歳未満の生活介護受給者 ・障害支援区分３～６で、５０歳以上の生活介護受給者 ・自立訓練又は就労移行支援の受給者で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的な人や、やむを得ない事情等により通所によって訓練等を受けることが困難な人

イ　訓練等給付

自立訓練 (機能訓練)	障害者支援施設等に通わせて、一定期間の支援計画に基づき、身体機能･生活能力の維持･向上のため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション等を行います。 《対象者》〔身・知・精・難〕地域生活を営む上で、身体機能･生活能力の維持･向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者（※具体的には次の例のような場合が該当します。） ・入所施設や病院を退所･退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持･回復などの支援が必要な人 ・特別支援学校を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持･回復などの支援が必要な人

自立訓練 （生活訓練）	障害者支援施設等に通わせて、一定期間の支援計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行います。 《対象者》〔身・知・精・難〕地域生活を営む上で、生活能力の維持･向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者･精神障害者（※具体的には次の例のような場合が該当します。） ・入所施設や病院を退所･退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持･向上などの支援が必要な人 ・特別支援学校を卒業した人や、継続した通院により症状が安定している人等で地域生活を営む上で、生活能力の維持･向上などの支援が必要な人
宿 泊 型 自立訓練	一定期間の支援計画に基づき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるために必要な訓練等を行います。 《対象者》〔身・知・精・難〕次の要件に該当する人 自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している人で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持･向上のための訓練などの支援が必要な人
就労移行 支　　援	就労を希望する６５歳未満の人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、一定期間の支援計画に基づき、生産活動や職場体験の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援などを行います。 《対象者》〔身・知・精・難〕次のいずれかの要件に該当する人 ・就労を希望する６５歳未満の人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得や就労先の紹介等の支援が必要な人 ・あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人
就労継続 支援Ａ型	通常の事業所に雇用されることが困難な人に、雇用契約等に基づく就労をさせ、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。 《対象者》〔身・知・精・難〕企業等に就労することが困難な６５歳未満の人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な人（※具体的には次の例のような場合が該当します。） ・就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ・企業等を離職した人など、就労経験のある人で、現に雇用関係がない人 《特　例》 障害者によっては、直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的には雇用関係へ移行することが期待できる人も多いことから、一定の要件を満たしている事業所については、特例として雇用契約によらない人の利用も可能となっている。
就労継続 支援Ｂ型	通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、通常の事業所に雇用されていたが年齢や心身の状態等により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人などに、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。 《対象者》〔身・知・精・難〕就労移行支援を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかなかった人や、一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待できる人（※具体的には次の例のような場合が該当します。） ・就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人 ・就労移行支援を利用した結果、Ｂ型の利用が適当と判断された人、就労選択支援を利用した人 ・上の三つの例に該当しない人で、５０歳に達している人又は障害基礎年金１級の受給者

就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じた課題把握や、企業との連絡調整、課題解決に向けて必要な指導・助言等、就労定着するための支援を行います。 《対象者》〔身・知・精・難〕次の要件に該当する人 就労移行支援等を利用して通常の事業所に新たに雇用され、就労継続期間が６月に達した人
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるように支援を行います。 《対象者》〔身・知・精・難〕次の要件に該当する人 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する人及び現在これらのサービスを利用している人
共同生活援助 (ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ)	主として夜間に、共同生活を営む住居において入浴、排泄、食事等の介助等を行います。 《対象者》〔身・知・精・難〕次の要件に該当する人 障害支援区分非該当～６（障害支援区分にかかわらず利用可能）
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等が、一人暮らしへ移行する場合に、一定期間定期的な巡回訪問や随時の対応を行い、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。 ※詳しい対象者については、福祉課障害支援係にお問い合わせください。

②地域相談支援

地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者が、退所、退院して地域生活へ移行する際に、入所施設や精神科病院への訪問による相談、住居を確保するための入居支援、また、障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。 《対象者》〔身・知・精・難〕次のいずれかの要件に該当する人 ・障害者支援施設等に入所している障害者。 ・精神科病院に入院している精神障害者。 ・保護施設・矯正施設・更生保護施設等に入所している障害者。（施設により対象にならない場合があるので、施設の方にご確認ください。） ※申請する場合は施設の管理者または病院のケースワーカーと事前に相談してください。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者が、安定した地域生活をするように、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等に対して緊急訪問、緊急対応等を行います。 《対象者》〔身・知・精・難〕次の要件に該当する人 施設や病院から退所、退院した人や家族との同居から一人暮らしに移行して１年以内で地域生活が不安定な人など。 ※詳しい対象者については、福祉課障害支援係にお問合せください。

③計画相談支援

計画相談支援給付費の支給	障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、指定特定相談支援事業所が、サービス等利用計画の作成や、一定期間ごとのモニタリングを行います。 《対象者》〔身・知・児・精・難〕次のいずれかの要件に該当する人 ・障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者 ・障害福祉サービスを利用する障害児

④地域生活支援事業

移動支援 （個別支援型）	屋外での移動が著しく困難な人に対し、外出（買い物など必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出）時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。 《対象者》〔身・知・児・精・難〕単独での外出が困難な人や、単独での外出はできるが、外出先での買い物や公共交通機関の利用等の行為が単独でできない人で、障害福祉サービスの対象となる障害者（障害児）のうち、次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳を有する人のうち、次のいずれかに該当する人 上肢不自由　２級１、２項以上 下肢不自由　３級１項以上 体幹不自由　３級以上 ・知的障害者（児） ・精神障害者（児）
日中一次支援 （短期入所型）	自宅で介護を行う人の休息等のために、障害者支援施設等において日帰りでの一時預かりを行います。 《対象者》〔身・知・児・精・難〕
地域活動支援 セ ン タ ー	障害者の社会参加と自立を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等の便宜を供与します。 《対象者》〔身・知・児・精・難〕
更生訓練費 支給事業	障害者の自立した地域生活推進を図るため、障害福祉サービスの「就労移行支援」又は「自立訓練」を受給しており、かつ市民税非課税世帯の障害者に支給しています。

（２）サービスを利用する場合の手続きのながれ

相談・申請 → 障害支援区分の認定 → 支給決定・受給者証交付 → 事業所と契約・サービスの利用

※相談は、市役所福祉課障害支援係（巻頭参照）や各支所及び指定特定相談支援事業所（計画相談支援提供事業所）の窓口などで受け付けています。
※サービス提供事業所一覧は長岡市のホームページに掲載しています。
※地域生活支援事業及び訓練等給付（共同生活援助は除く）の支給決定を受ける場合は、障害支援区分の認定は必要ありません。

（３）サービスを利用したときの利用者負担について

【利用者負担】

原則として利用したサービスの提供に必要な費用の１割を負担していただきます。
また、負担が重くなりすぎないように、所得に応じて支払う費用の上限月額が次の４段階に設定されています。

世帯区分	対象となる人	上限月額
生活保護	生活保護世帯の人	０円
低所得	住民税非課税世帯の人	０円
一般１	住民税課税世帯で市民税所得割が１６万（児童は２８万）未満の世帯 ※入所施設利用者（２０歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	９，３００円 児童は４，６００円
一般２	上記以外	３７，２００円

※障害者の場合、障害者本人とその配偶者の住民税課税状況等に応じて世帯区分が決まります。
※児童の場合、利用者本人の属する（住民基本台帳上の）世帯の住民税課税状況等に応じて世帯区分が決まります。
※施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは原則自己負担です。

【高額障害福祉サービス費】

同じ世帯の中で複数の方がサービスを利用する場合や、同じ方が複数のサービスを利用する場合は、合算した額が負担上限月額を超えた分について、高額福祉サービス費として支給されます。詳しくは市役所福祉課障害支援係（巻頭参照）にお問い合わせください。

２　障害児通所支援及び障害児相談支援

障害児通所支援とは

児童の発達を促すための支援を行います。

下記①の ア・イ・ウ・エの各事業所を利用する場合、受給者証が必要になります。対象者は、身体、知的又は精神に障害のある子ども（発達障害のある子どもを含む）などで、療育手帳等の有無は問いません。

通所認定 相談窓口	こども発達相談室 (こども家庭センター内)	３６－３７２７	長岡市幸町２－１－１ (さいわいプラザ６階)

（１）サービスの種類

①障害児通所支援

ア 児童発達支援事業・・・就学前児童を対象

日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、集団生活に適応できるよう支援したりするための通所型福祉サービスです。

事 業 所 名	所　在　地	ＴＥＬ	ＦＡＸ
長岡療育園通園センター（重症心身障害児対象）	長岡市深沢町２２７８－８	４６－６６１１	４７－３５３５
柿が丘学園	長岡市柿町１１５	３２－４９９１	３２－５１３０
多機能こどもセンター銀河	長岡市宮栄３－１７－１５	３１－６５５５	３１－６５５６
こどもサポート教室「きらり」　長岡校	長岡市今朝白３－１１－５	８９－７０８５	８９－７０８５
こどもサポート教室「きらり」北長岡校	長岡市稲保南１－２１９－１７	８６－８３２０	８６－８３２０
こどもサポート教室「きらり」 長岡古正寺校	長岡市古正寺１－２８６４	８６－８３３７	８６－８３３７
あすなろ・あすなろ（4 階） ・あすなろカラフル(3 階)	長岡市四郎丸４－９－４ SK サカイビル３・４階	８６－８８６９	８６－８８６９
あすなろキャンバス	長岡市曙３―３－１５	８６－８８６９	８６－８８６９
重症児デイサービス あすなろくれよん	長岡市曙３―３－１５	８９－７９６９	８９－７９６８
キッズサポートすまいる	長岡市与板町与板乙２４３９－６	８９－６１８６	８９－６１８６
キッズサポートすまいる・はすがた	長岡市鉄工町１－１－４０	050-1190-6264	－
はぴねす長岡児童発達支援 TODAY is New Life 古正寺	長岡市古正寺３－９２	８６－５４４１	８９－６２５３
コペルプラス　長岡教室	長岡市関東町５―５ 長岡ファーストビル 201 号室	９４－４６２２	９４－４６２３
発達支援　ユニコーン	長岡市千手２－１０－２１　２階	８６－７９８１	８６－７９８２
発達支援　ユニコーンⅡ	長岡市千手２－２－１５　１階	８９－８７７５	８６－７９８２
発達支援　ユニコーン　こしじ教室	長岡市来迎寺渋田甲２６０２－２	８６－６０２７	８６－６０３９
児童デイサービス　みそら	長岡市川崎５－４９７－１０１	８６－４８４８	８６－４８４９
るぴなす	長岡市表町４－４－３	９４－６２４０	９４－７５４３
ユニコーンの森	長岡市関原町２－１３６	８６－８３８３	８６－７５０８
COMPASS 発達支援センター長岡	長岡市喜多町４０７	９４－５４３８	９４－５４３１
つむぎ	長岡市栃尾表町５－６	８６－６２６２	８６－０１２７
ブロッサムジュニア　長岡中央教室	長岡市長町２－１６３９－１	８９－７９６４	８９－７９６３
りとるうぃんぐ	長岡市東蔵王２－３－４０	２１－２８１０	２１－２８１１

イ 保育所等訪問支援事業・・・保育園等通園児童を対象

園・学校等を訪問し、対象の児童に対して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

事 業 所 名	所　在　地	ＴＥＬ	ＦＡＸ
柿が丘学園	長岡市柿町１１５	３２－４９９１	３２－５１３０
コペルプラス　長岡教室	長岡市関東町５―５ 長岡ファーストビル 201 号室	９４－４６２２	９４－４６２３
発達支援　ユニコーン	長岡市千手２－１０－２１　２階	８６－７９８１	８６－７９８２
長岡療育園通園センター（重症心身障害児対象）	長岡市深沢町２２７８－８	４６－６６１１	４７－３５３５
COMPASS 発達支援センター長岡	長岡市喜多町４０７	９４－５４３８	９４－５４３１
多機能こどもセンター銀河	長岡市宮栄３－１７－１５	３１－６５５５	３１－６５５６
はぴねす長岡	長岡市古正寺３－１２５	８６－４４３１	８６－４４３２
フレデリーながおか	長岡市中島６－５－４６	９４－６４０６	９４－６４０７

ウ 放課後等デイサービス事業・・・就学後児童を対象（１８歳未満まで）

放課後や休業日・長期休暇中において、集団生活への適応や生活能力向上のための支援を行う通所型福祉サービスです。

事 業 所 名	所　在　地	ＴＥＬ	ＦＡＸ
長岡療育園通園センター（重症心身障害児対象）	長岡市深沢町２２７８－８	４６－６６１１	４７－３５３５
虹のオアシス	長岡市三和３－１２３－１	３５－３８８７	８９－７９６０
ピュアはーと	長岡市青葉台４－９－７	４６－５２５１	４６－５２５１
ピュアぴーす	長岡市青葉台５－２２－４	８６－７１９５	８６－７１９５
多機能こどもセンター銀河	長岡市宮栄３－１７－１５	３１－６５５５	３１－６５５６
こどもサポート教室「きらり」　長岡校	長岡市今朝白３－１１－５	８９－７０８５	８９－７０８５
こどもサポート教室「きらり」北長岡校	長岡市稲保南１－２１９－１７	８６－８３２０	８６－８３２０
こどもサポート教室「きらり」 長岡古正寺校	長岡市古正寺１－２８６４	８６－８３３７	８６－８３３７
あすなろ　・あすなろ（4 階） あすなろ　・あすなろカラフル（3 階）	長岡市四郎丸４－９－４ SK サカイビル　３・４階	８６－８８６９	８６－８８６９
あすなろキャンバス	長岡市曙３－３－１５	８６－８８６９	８６－８８６９
重症児デイサービスあすなろくれよん	長岡市曙３－３－１５	８９－７９６９	８９－７９６８
キッズサポートすまいる	長岡市与板町与板乙２４３９－６	８９－６１８６	８９－６１８６
キッズサポートすまいる・はすがた	長岡市鉄工町１－１－４０	050-1190-6264	050-1190-6264
はぴねすｽﾀﾃﾞｨ古正寺	長岡市古正寺３－９２	８６－５４３６	８９－６２５３
・はぴねす古正寺 ・はぴねすジョブ古正寺	長岡市古正寺３－１２５	８６－５４３５ ８６－４４３１	８９－６２５３
たいよう	長岡市西宮内２－１３１ 旭マンション１０１号室	７６－０６８７	７６－０６８７
発達支援　ユニコーン	長岡市千手２－１０－２１　２階	８６－７９８１	８６－７９８２
発達支援　ユニコーンⅡ	長岡市千手２－２－１５　１階	８９－８７７５	８６－７９８２
発達支援　ユニコーン こしじ教室	長岡市来迎寺字渋田甲２６０２―２	８６－６０２７	８６－６０３９
児童デイサービス　みそら	長岡市川崎５－４９７－１０１	８６－４８４８	８６－４８４９
つむぎ	長岡市栃尾表町５－６	８６－６２６２	８６－０１２７
コペルプラス　長岡教室	長岡市関東町５―５ 長岡ファーストビル 201 号室	９４－４６２２	９４－４６２３
るぴなす	長岡市表町４－４－３	９４－６２４０	９４－７５４３

事 業 所 名	所　在　地	ＴＥＬ	ＦＡＸ
ユニコーンの森	長岡市関原町２－１３６	８６－８３８３	８６－７５０８
COMPASS 発達支援センター長岡	長岡市喜多町４０７	９４－５４３８	９４－５４３１
フレデリーながおか	長岡市中島６－５－４６	９４－６４０６	９４－６４０７
重心児　放課後等デイサービス はぴねすネスト	長岡市新町３－３－６０	８９－６８５７	８９－６８５８
ブロッサムジュニア長岡中央教室	長岡市長町２－１６３９－１	８９－７８６４	８９－７９６３
りとるうぃんぐ	長岡市東蔵王２－３－４０	２１－２８１０	２１－２８１１

エ 居宅訪問型児童発達支援事業・・・１８歳未満までを対象

重度の障害等により、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難なお子さんの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。

事 業 所 名	所　在　地	ＴＥＬ	ＦＡＸ
発達支援　ユニコーン	長岡市千手２－１０－２１　２階	８６－７９８１	８６－７９８２

②障害児相談支援・・・障害児通所支援を利用する児童を対象

サービスを適切に利用することができるように、指定障害児相談支援事業所が計画的なプログラム（障害児支援利用計画）を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うとともに、サービス提供事業所と連絡調整を行います。

事 業 所 名	所　在　地	ＴＥＬ	ＦＡＸ
相談支援センターふかさわ	長岡市西津町字原4668	４７－２２０８	４７－２２０６
（分室サンスマイル）	長岡市中沢町663－1	８６－７８１２	８６－７８１３
障がい者支援センターあさひ	長岡市浦9750	９４－４１６０	９２－６７３１
障がい者支援センターさんわ ※児童福祉法のサービスに係る計画相談については新規の受付をしていません。	長岡市東新町1－6－8	８６－６７１１	８６－４３４３
長岡療育園	長岡市深沢町2278－8	４６－６６１１	４７－３５３５
柿が丘学園	長岡市柿町115	３２－４９９１	３２－５１３０
障害者相談支援センターとちお	長岡市栃尾表町5－6	８６－６３９６	８６－６０３６
多機能こどもセンター銀河	長岡市宮栄3－17－15	３１－６５５５	３１－６５５６
障がい者支援センターピュアはーと	長岡市青葉台5－22－4	８６－７１９５	８６－７１９５
相談支援事業所　あすなろ	長岡市曙3－3－15	８９－７９６７	８９－７９６８
相談支援　すまいる	長岡市脇野町2149番地	８６－４８０１	８６－４８０４
相談支援つばさ	長岡市中島6－5－46	070-8401-9426	－
星の輪　ながおか	長岡市東坂之上町2－4－10 Ritz　東坂之上ビル3階	９４－５３６６	９４－５３８６
相談支援センターはぴねす長岡	長岡市古正寺3－92	８６－５１７６	８９－６２５３

（２）手続きのながれ

こども家庭センターへ相談 → 相談支援事業所の選定･家庭訪問及び事業所見学 → こども発達相談室での面談 → 支給決定･受給者証交付 → 事業所と契約･サービスの利用

※まずは、さいわいプラザ・こども発達相談室（巻頭参照）へお問合せください。上記は基本的な流れとなります。なお、未就学児の利用に当たっては、お子さまの様子やご自宅・園等での困り感を踏まえ、利用の必要性を含め支援方法について事前に面談等を行います。

（３）サービスを利用したときの利用者負担について

①利用者負担

原則として利用したサービスの提供に必要な費用の１割を負担していただきます。
世帯の課税状況に応じて支払う費用の上限月額が次の４段階に設定されています。

所得区分	世帯の課税状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	０円
低所得	市民税非課税世帯	０円
一般１	市民税課税世帯 （市民税所得割額が合計２８万円未満）	４，６００円
一般２	市民税課税世帯 （市民税所得割額が合計２８万円以上）	３７，２００円

※利用する児童の属する（住民基本台帳上の）世帯の住民税課税状況等に応じて所得区分が決まります。
※事業所でおやつ代等を別途徴収する場合があります。

②高額障害児通所給付費

複数のサービスを利用する場合や、同じ世帯の中で複数の方がサービスを利用する場合に、合算した額が負担上限月額を超えた分について、高額障害児通所給付費として支給されます。詳しくは、さいわいプラザ・こども発達相談室（巻頭参照）にお問合せください。

③多子軽減措置

「児童発達支援」の利用にあたっては、利用する児童に“保育園等に通うきょうだい”がいる場合、利用者負担額が軽減される場合があります。きょうだいの人数や世帯収入によっても軽減割合が異なりますので、詳しくは、さいわいプラザ・こども発達相談室（巻頭参照）にお問合せください。

３　ほほえみ号の利用

ほほえみ号とは

在宅の心身障害者の社会参加を進めるため、リフト付きバス「ほほえみ号」を運行しています。

等級制限	重度

所得制限	なし

自己負担	なし

申請窓口	市役所 福祉窓口 各支所（巻頭参照）

※　ただし、有料道路通行料金及び駐車料金は自己負担となります。

（１）対象者

次の①、②を含む５人以上のグループ

①車いすを使用している人

②単独で移動することが困難な人

（２）利用目的

①会議や研修会、大会への参加

②施設訪問、施設見学、社会見学

③ボランティア活動

④利用者の親睦や慰安

⑤その他、社会参加と認められるもの

（３）利用できる時間

午前８時３０分から午後７時までの間でおおむね７時間以内

（４）利用できる区域

県内（ただし、佐渡等の離島を除く）

（５）利用できる回数

１団体につき最大月２回まで

（６）定員

１５人（うち車いす４人）

（７）手続き

事前に予約が必要です。予約後、指定の申込書により福祉窓口へお申し込みください。

（８）その他

市内の各地域から高齢者センターへ利用者を送迎する施設定期運行を実施しています。

地域により運行日が異なりますので、詳しくは、地区福祉会又は地区社会福祉協議会へお問い合わせください。

（９）問合せ・電話予約先

市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）

４　補装具費の支給

補装具費支給制度とは

補装具とは、義肢や車いす、補聴器など、障害により失われた身体機能を補い、日常生活を過ごしやすくするための用具です。

補装具費支給制度では、補装具が必要と認められる方に、その補装具の購入又は借入の費用を支給します。また、補装具費支給制度により購入した補装具が破損した場合は、修理費を支給します。

等級制限	あり

市民税額による制限	あり

申請窓口	市役所 福祉窓口 各支所（巻頭参照）

自己負担	課税世帯は原則１割負担 ※見積額が基準額を超えた場合、基準額との差額は全額自己負担となります。

（１）補装具の種類

障害の種別ごとに、次の用具の給付を受けることができます。

ただし、用具によっては、特定の病気や障害が条件になっている場合があります。

障害の種類	用具の種類
視覚障害	視覚障害者安全つえ（白杖）、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、弱視眼鏡など）
聴覚障害	耳かけ型補聴器など
肢体不自由	○身体障害児及び身体障害者が対象 義手、義足、装具、姿勢保持装置 ※車いす、※電動車いす、※歩行器、 ※歩行補助つえ（一本つえ・Ｔ字つえを除く）、意思伝達装置 ○身体障害児のみが対象 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
心臓機能障害、呼吸器機能障害、平衡機能障害等	※車いす、※歩行補助つえ（一本つえ・Ｔ字つえを除く）など （意見書により、その障害のために歩行困難なことが明らかな場合）
難病患者等	靴型装具、※車いす、※電動車いす、※歩行器、意思伝達装置など

※印の用具は、介護保険制度の福祉用具貸与制度の利用が優先になります。

６５歳以上の方及び特定疾病に該当する４０歳～６４歳の方は、介護保険制度の対象になりますので、介護保険課（TEL３９－２２４５）へお問い合わせください。

（２）申請の手続きについて

補装具費の支給(購入・借入れ・修理)を受けるためには、事前に申請が必要です。

○手続きに必要なもの
- ●身体障害者手帳（難病患者等は不要）
- ●見積書
- ●医師の意見書
- ●特定疾患医療受給者証または医師の診断書（難病患者等で身体障害者手帳を所持していない場合）
- ●マイナンバー確認書類

※補装具の種類や購入・借入れ・修理の別によっては、医師の意見書が不要な場合や調査書が必要となる場合があるため、手続きの詳細や不明な点については、市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）へお問い合せください。

5　日常生活用具費の給付

日常生活用具費の給付とは

重度の障害者の日常生活を過ごしやすくするために必要な用具の費用が給付されます。

等級制限	あり
市民税額による制限	あり

自己負担	課税世帯は原則１割負担 ※見積額が基準額を超えた場合、基準額との差額は全額自己負担となります。

申請窓口	市役所 福祉窓口　各支所（巻頭参照）

（１）品目と対象者

次の表のとおりです。品目により、給付対象となる障害の種類や等級、給付の条件が異なります。

（２）申請の手続きについて

日常生活用具費の給付を受けるためには事前に申請が必要です。手続きの詳細や不明な点については、市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）へお問い合わせください。

○手続きに必要なもの
- ●各種障害者手帳（難病患者等は不要）　●見積書　●カタログ
- ●マイナンバー確認書類　●医師の診断書（難病患者等のみ）

※品目により医師の意見書が必要なものがあるため、次の表でご確認ください。

介護保険	品　目	障害内訳	障害等級 1	2	3	4	5	6	備　考
	入浴担架	下肢	○	○	×	×	×	×	在宅であること 入浴に介助が必要な者
		体幹	○	○	×	―	×	―	
介	入浴補助用具	下肢	○	○	○	○	○	○	在宅であること 入浴に介助が必要な者 住宅改修を伴うものを除く
		体幹	○	○	○	―	○	―	
		難病	右「備考」条件に該当する者						
介	特殊寝台	下肢	○	○	×	×	×	×	在宅であること　18歳以上
		体幹	○	○	×	―	×	―	
		難病	寝たきりの状態にある者						
介	特殊マット	身体:（18歳以上）下肢1級または体幹1級 :（18歳未満）下肢2級または体幹2級 知的:重度又は最重度 難病:寝たきりの状態にある者							在宅であること 常時介護が必要な者
介	体位変換器	下肢	○	○	×	×	×	×	在宅であること 着替えに介助が必要な者
		体幹	○	○	×	―	×	―	
		難病	寝たきりの状態にある者						
介	ポータブルトイレ	下肢	○	○	×	×	×	×	在宅であること 取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く
		体幹	○	○	×	―	×	―	
		難病	常時介護を要する者						
介	特殊尿器	下肢	○	×	×	×	×	×	在宅であること 常時介護が必要な者
		体幹	○	×	×	―	×	―	
		難病	自力で排尿できない者						
介	特殊便器	上肢	○	○	×	×	×	×	在宅で常時介護が必要な者 訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者
		知的	重度又は最重度						
		難病	上肢機能に障害のあるもの						
介	移動用リフト	下肢	○	○	×	×	×	×	在宅であること 天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く
		体幹	○	○	×	―	×	―	
		難病	下肢または体幹機能に障害のある者						
介	移動・移乗支援用具	平衡	―	―	○	―	○	―	在宅であること 家庭内の移動に介助が必要な者 住宅改修を伴うものを除く
		下肢	○	○	○	○	○	○	
		体幹	○	○	○	―	○	―	
		難病	下肢が不自由な者						
	訓練用いす	下肢	○	○	×	×	×	×	在宅であること　18歳未満
		体幹	○	○	×	―	×	―	

※介護保険欄に「介」とあるものは、介護保険の福祉用具貸与制度を利用していただきます。

65歳以上の方及び特定疾病に該当する40歳～64歳の方は、介護保険制度の対象となりますので、介護保険課（TEL39－2245）へお問い合わせください。

介護保険	品目	障害内訳	障害等級 1	2	3	4	5	6	備考
	訓練用ベッド	下肢	○	○	×	×	×	×	在宅であること 18歳未満
		体幹	○	○	×	―	×	―	
		難病	下肢または体幹機能に障害のある者						在宅であること
	T字状の杖・棒状の杖	肢体不自由者							
	収尿器	肢体不自由者							
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚	○	○	×	×	×	×	在宅であること
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚	○	○	×	×	×	×	在宅であること
	視覚障害者用時計	視覚	○	○	×	×	×	×	在宅であること 学齢児以上
	視覚障害者用体温計	視覚	○	○	×	×	×	×	在宅で学齢児以上
	視覚障害者用体重計	視覚	○	○	×	×	×	×	在宅であること 学齢児以上
	視覚障害者用血圧計	視覚	○	○	×	×	×	×	在宅であること 学齢児以上
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚	○	○	×	×	×	×	在宅であること
	視覚障害者用ICタグレコーダー	視覚	○	○	×	×	×	×	在宅であること
	音声式色彩判別装置	視覚	○	○	×	×	×	×	学齢児以上
	電磁調理器	視覚	○	○	×	×	×	×	在宅であること 障害者のみの世帯 18歳以上
		知的	重度又は最重度						
	点字タイプライター	視覚	○	○	×	×	×	×	在宅であること　就労、就学の場合
	点字図書	視覚	○	○	○	○	○	○	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚	給付により文字等を読むことが可能になる者						在宅であること
	視覚障害者用活字読み上げ装置	視覚	○	○	×	×	×	×	在宅であること
	点字器	視覚	○	○	○	○	○	○	
	点字ディスプレイ	視覚	○	○	×	×	×	×	在宅であること 18歳以上
	情報・通信支援用具	上肢	○	○	×	×	×	×	周辺機器を使用しなければ、パソコンの操作が困難な者
		視覚	○	○	×	×	×	×	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	―	○	×	×	―	×	在宅であること 18歳以上 聴覚障害者のみの世帯
	ファックス	音声・言語 聴覚	聴覚障害者または発声・発語に著しい障害)があり、緊急連絡等の手段に必要な者						在宅であること 学齢児以上
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚	給付によりテレビの視聴が可能になる者						在宅であること
	人工内耳用電池	聴覚	―	○	○	○	―	○	人工内耳を装用している者
	人工内耳用体外機	聴覚	―	○	○	○	―	○	人工内耳を装用している者 医療保険が適用される場合を除く
	携帯用会話補助装置	肢体不自由または音声・言語機能障害							在宅であること 発声・発語に著しい障害のある者
	透析液加温器	腎臓	○	―	○	×	―	―	在宅であること 自己連続携行式腹膜灌流法受療者
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器	○	―	○	○	―	―	在宅酸素療法受療者 18歳以上
	ネブライザー ※同程度の人は医師の意見書が必要	呼吸器	○	―	○	×	―	―	または同程度の者
		難病	呼吸器機能に障害のある者						在宅であること
	電気式たん吸引器 ※同程度の人は医師の意見書が必要	呼吸器	○	―	○	×	―	―	または同程度の者　在宅であること
		難病	呼吸器機能に障害のある者						在宅であること
	パルスオキシメーター ※同程度の人は医師の意見書が必要	呼吸器	○	―	○	×	―	―	または同程度の者　在宅であること
		難病	人工呼吸器の装着が必要な者						在宅であること
	非常用電源装置	呼吸器	在宅で常時人工呼吸器等の医療機器を使用している者						在宅であること 申請時に意見書必要
		難病							
	火災警報器	身体	○	○	×	×	×	×	在宅であること 火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯
		知的	重度又は最重度						
	自動消火器	身体	○	○	×	×	×	×	
		知的	重度又は最重度						
		難病	右「備考」条件に該当する者						
	人工喉頭	音声・言語	―	―	○	○	―	―	
	埋込型人工喉頭用人工鼻	音声・言語	―	―	○	○	―	―	常時埋込型の人工喉頭を使用する者
	頭部保護帽　レディメイド	肢体不自由、重度知的障害、精神障害							てんかん等の発作により頻繁に転倒する者
	頭部保護帽　オーダーメイド	肢体不自由、重度知的障害、精神障害							医師に必要と認められた者 申請時に医師の意見書が必要
	ストマ用装具	膀胱又は直腸	○	―	○	○	―	―	
	紙おむつ ※同一年度で「障害者紙おむつ購入費助成」との併用不可	膀胱又は直腸	ストマ用装具が使用できない者						新規申請時に医師の意見書が必要
		肢体	脳性まひ等脳原性運動機能障害の者(概ね3歳未満に発症の方)						
		難病	排便又は排尿機能障害がある者						申請時に意見書必要

６　住宅改修費の給付

住宅改修費の給付とは

障害者が現在居住している住宅の住環境を改善するために住宅改修を行う場合、その費用を給付します。

等級制限	あり
市民税額による制限	あり
申請窓口	市役所 福祉窓口 各支所（巻頭参照）
自己負担	課税世帯は原則１割負担 ※見積額が基準額を超えた場合、基準額との差額は全額自己負担となります。

（１）対象となる改修

①手すりの取付け　②床段差の解消　③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
④引き戸等への扉の取替え　⑤洋式便器等への便器の取替え
⑥その他の①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

（２）給付額及び給付回数

住宅改修に必要とする費用の全額で、限度額は２０万円。対象者１人に１回のみ。

（３）対象者

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	備考
下肢不自由	○	○	○	×	×	×	特殊便器の取替えは上肢２級以上の方に限ります。
体幹不自由	○	○	○	×	×	×	
脳原性移動機能障害	○	○	○	×	×	×	
難病患者等	下肢または体幹機能に障害のある者						

（４）申請の手続き

○手続きに必要なもの

●身体障害者手帳（難病患者等は不要）
●医師の診断書（難病患者等のみ）
●工事図面（工事業者作成の図面で工事前と工事後の状況が分かるもの）
●改修工事見積書
●着工前の工事箇所の写真
●マイナンバー確認書類

※住宅改修費の給付を受けるためには、工事の前に申請が必要です。
手続きの詳細や不明な点については、市役所福祉課障害活動係（巻頭参照）へお問い合わせください。

※６５歳以上の方及び特定疾病に該当する４０歳～６４歳の方は、介護保険制度が優先となりますので、住宅改修を行う場合は、介護保険課（TEL：３９－２２４５）へお問い合わせください。

7　障害者住宅改造費の補助

障害者住宅改造費補助とは

重度身体障害者等の住宅を、「より快適で安全な住居」に改造するための必要な費用を補助する制度です。（予算の制限有り）

収入制限	あり ※世帯員の収入の合計額が600万円未満		申請窓口	市役所 福祉窓口 各支所（巻頭参照）

（１）補助額

○対象工事に要した額で、５０万円を上限とし、その額に次の補助率を乗じた額を補助します。

①生活保護世帯　　１０／１０

②所得税非課税世帯　　３／４

③所得税課税世帯　　１／２

（２）補助対象者等

対　象　者	身体障害者手帳　１級、２級 ※視覚障害、下肢不自由、体幹不自由、脳原性移動機能障害以外の方は非該当になる可能性があるため、事前にご相談ください。 療育手帳Ａ	身体障害者手帳所持者で、その障害がじん臓機能障害であって、在宅で血液透析を行おうとする者
補助対象工事	玄関、廊下、階段、居室、トイレ、洗面所、台所等障害者が利用する部分で障害者等の日常生活に利便を与える改造工事	在宅血液透析に係る機器を作動させるために必要な電気工事又は給排水工事
補 助 回 数	１回	１回
補 助 条 件	理学療法士、作業療法士または福祉住環境コーディネーター等が作成した理由書が必要です。 ※工事内容が「住宅改修費」の項目に該当する場合は、「住宅改修費、最大２０万円」の制度を優先するものとし、残りの費用を「住宅改造費」で補助する場合があります。 ※６５歳以上の方及び特定疾病に該当する４０歳～６４歳の方は、介護保険制度の対象となりますので、住宅改造を行う場合は介護保険課（TEL３９－２２４５）へお問合せください。	在宅血液透析を行うことについて医師の了承を得ていることが必要です。

※住宅改造費の補助を受けるためには、工事の前に申請が必要です。手続きの詳細や不明な点については、市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）へお問い合わせください。

８　障害者安心連絡システム

障害者安心連絡システムとは

在宅障害者の急病等の緊急時に、緊急ボタンを押すことや安否センサー・火災警報器等で異常が感知されると、相談センターへ自動通報が入り、必要に応じて消防署へ通報及び近隣者・親族へ連絡します。また、健康等の相談機能・月２回の「お元気コール」を行います。

等級制限	あり

市民税額による制限	あり

自己負担	あり

申請窓口	市役所 福祉窓口 各支所（巻頭参照）

（１）対象者

ひとり暮らしまたはこれに準ずる家庭で市民税非課税世帯に属している次の方

・身体障害者手帳１・２級所持者、療育手帳Ａ所持者、精神障害者保健福祉手帳１級所持者

※６５歳以上のひとり暮らしの方は長寿はつらつ課（TEL３９－２２６８）へお問合せください。

（２）申請の手続き

○問い合わせ先：市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）

○申請に必要なもの

●身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

●印鑑

※緊急時の連絡、確認等のため、近隣者、親族、地区の民生委員、障害者相談支援センターの協力が必要です。

９　移動入浴サービス事業

移動入浴サービス事業とは

家庭で入浴することが困難な重度の身体障害者等の家庭に、移動入浴車が巡回して、入浴のサービスを実施します。

等級制限	重度

所得制限	なし

自己負担	あり

申請窓口	市役所 福祉窓口 各支所（巻頭参照）	指定特定相談支援事業所

（１）対象者

次の条件を全て満たす６５歳未満の人（特定疾病に該当する４０歳～６４歳の方は、介護保険制度が優先となりますので、介護保険課（TEL３９－２２４５）へお問合せください。）

①身体に重度の障害があり、原則として自宅やデイサービス等での入浴が困難な人

※施設まで移動ができないなど身体状況に起因する場合に限ります。

②デイサービス等での入浴が可能であるが、人工呼吸器をつけているため、自宅の浴槽での入浴が困難な人（その旨が診断書等に記載されている場合に限る。）

③医師が入浴できると認めた人

（２）サービス内容

①入浴及び洗顔　　②清拭（入浴ができない時）

（３）費用

市民税額・所得税額により自己負担額が異なります。

（４）利用を希望する場合は、市役所福祉課障害支援係（巻頭参照）にご連絡ください。

１０　点字・声の広報発行事業

点字・声の広報発行事業とは

希望する視覚障害者へ、市から配布される文書を点訳または音声訳（ＣＤ－ＲＷ）して届けます。

等級制限	なし	所得制限	なし	自己負担	なし

申請窓口	市役所 福祉窓口 各支所（巻頭参照）

（１）対象者
視覚障害で身体障害者手帳を所持している人

（２）対象物
ながおか市政だより及び同時配布文書など市からの配布文書

（３）手　続
申し込み・問い合わせ先：市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）

１１　ハート・カーの利用

ハート・カーとは

在宅の重度障害者の社会参加の促進のため、車いすのまま乗車できる「ハート・カー」が利用できます。

等級制限	重度	所得制限	なし	自己負担	あり

相談窓口	長岡市ボランティアセンター(長岡市社会福祉協議会内)

（１）対象者
次のいずれかに該当する人で、車いす利用者または単独で移動が困難な人
①身体障害者手帳所持者　　②要介護認定を受けている人

（２）利用目的
①公的機関、医療機関へ行くとき　　②文化、教養を高めるための聴講、鑑賞等の活動
③各種講習会、サークル活動　　④スポーツ・レクリエーション活動
⑤社会見学、旅行及び買い物　　⑥各種会合への参加

（３）利用できる時間
午前８時３０分から午後７時まで（年末年始は運休）

（４）利用できる区域
長岡市内

（５）利用できる回数
１週間に１回

（６）手続き
利用するときは、事前に登録が必要です。また、利用する際には利用者１人に対し介助員１人が必要です。
問い合せ及び申込み：長岡市ボランティアセンター　TEL０２５８－９４－５５８８
※運転ボランティアによる送迎のため、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

１２　長岡市立総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業

長岡市立総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業とは

長岡市立総合支援学校及び長岡市立高等総合支援学校に在籍する児童・生徒の健全育成とその保護者の介護負担の軽減を図るために、授業日の放課後や長期休業期間の日中に、長岡市立総合支援学校の施設を利用して児童・生徒の一時預かりを行う事業です。

等級制限	なし	所得制限	なし	自己負担	あり

申請窓口	市役所 福祉窓口	総合支援学校・高等総合支援学校 放課後サポート事業運営委員会

（１）対象者

長岡市立総合支援学校及び長岡市立高等総合支援学校に在籍する児童及び生徒

（２）実施場所

長岡市立総合支援学校（長岡市大字日越１４０２）

（３）利用の手続き

利用には、利用者登録の申請が必要です。手続きの詳細については、市役所　福祉課障害支援係（巻頭参照）又は総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業運営委員会事務局にお問合せください。

（総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業運営委員会事務局
所在地　長岡市西津町字原４６６８　障害者支援施設「桜花園」内
TEL ４７－５５２５　FAX ４７－２２０２）

１３　身体障害者デイサービス事業

身体障害者デイサービス事業とは

在宅の身体障害を持つ方・難病の方が安心して集える交流の場として、レクリエーション・創作活動等を通して、社会参加を促進していくために実施しています。

申請・問い合わせ先	長岡市社会福祉協議会　介護サービス課 TEL　３９－２２４７

（１）対象者

身体障害者手帳をお持ちの人

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第4条に規定する難病患者

（２）実施場所

長岡市水道町３丁目５番３０号　長岡市社会福祉協議会

（３）実施日時

月曜日・水曜日・木曜日（各教室月１回程度）

午前１０時から午後２時まで

（４）実施種目

軽スポーツ・コーラスなど

（５）費用

利用料・送迎費は無料です。弁当代・その他の材料費等は自己負担となります。

１４　精神障害者デイサービス事業

精神障害者デイサービス事業とは

精神障害を持つ方が安心して集い、仲間との交流や趣味・創作活動等を通して、自信回復や社会参加を促進していくために実施しています。

相談窓口	長岡市川口地域福祉センター末広荘実施 障害児者生活支援センターかけはし TEL　０２５－７９３－２８５６	申請、問い合わせ先： 川口支所　地域振興・市民生活課

（１）対象者

精神障害者保健福祉手帳を持っている人又はこれと同等の障害があると認められる人

（２）実施場所・実施日時

長岡市川口地域福祉センター末広荘

毎週月曜日と木曜日　午前１０時～午後３時

（３）費用

無料。個人で使用する材料費は各自の負担になります。

（４）利用について

見学・利用については、事前に申込が必要となりますので相談窓口までお問い合わせください。

１５　車いすの貸与

車いすの貸与とは

車いすを必要とする方に貸出をします。

申請窓口	市役所　福祉窓口　　各支所（巻頭参照）

（１）対象者

①病気やけがにより、歩行が困難な人

②身体障害者手帳の交付申請中の人

③手術後の人

④日常生活における基本的動作（食事、排便、入浴、寝起き等）が困難で他の介護を必要とする状態にある人

（２）貸出期間

１か月以内（ただし、事情により年度内で４か月を限度に貸出可能）

（３）申請に必要なもの

窓口に来られる方の身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

（４）問い合わせ先

市役所　長寿はつらつ課（TEL３９－２２６８）

１６　意思疎通支援者の派遣

意思疎通支援者の派遣とは

聴覚及び音声・言語機能に障害のある方の意思伝達手段を確保するため、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。

等級制限	なし	所得制限	なし	自己負担	なし

申請窓口	市役所 福祉窓口

（１）対象者

聴覚障害者、音声・言語機能障害者

（２）派遣対象

①公的機関での手続き、医療機関での受診又は検査、学校及び保育所等における就学または保育に関すること、冠婚葬祭、講演会・集会等において、特に意思伝達の必要がある場合

②市内での社会参加活動において、特に意思伝達の必要がある場合

※ただし、特別な理由により市外への派遣を希望する場合はご相談ください。

（３）申請の手続き

派遣希望日の７日前までに福祉窓口または福祉課障害活動係に申請してください。

ＴＥＬ　３９－２３４３　　ＦＡＸ　３２－０１６０

E-mail　s_katudo@city.nagaoka.lg.jp

１７　FAX 伝言サービス

FAX伝言サービスとは

聴覚及び音声・言語機能に障害のある方が、緊急に連絡を取る必要があるのにその相手先にFAXやメールがない場合、代わりに電話で連絡をして用件を伝えます。

等級制限	なし	所得制限	なし	自己負担	なし

申請窓口	市役所 福祉窓口

FAX ３２－０１６０

E-mail　s_katudo@city.nagaoka.lg.jp

※月～金曜日、午前８時３０分～午後５時
（休日、夜間は受付できません）

（１）対象者

聴覚障害者、音声・言語機能障害者

（２）利用範囲

医療、教育、経済活動など本人の社会生活に関することで、緊急に連絡を取る必要がある場合

（３）利用方法

①用件を書いて、福祉課障害活動係にFAXまたはメールを送信してください。

②市役所から、相手先に電話で用件を伝えます。

③相手先から伝言等がある場合、内容をFAXまたはメールで送信します。

※ただし、火事・救急の場合は、１１９へ直接FAXするか、メール１１９番、Ｎｅｔ１１９緊急通報システムをご利用ください。

１８　長岡市知的障害者ふれあいの広場事業

長岡市知的障害者ふれあいの広場事業とは

在宅の知的障害を持つ方が安心して集える交流の場として、レクリエーション・創作活動等を通して、社会参加を促進していくために実施しています。

申請・問い合わせ先	事務局　もみの木工房つばさ TEL　３７－２７８０

（１）対象者

自力で通うことができる１８歳以上の在宅知的障害者

（２）実施場所

長岡市社会福祉センター　トモシア　ほか

（３）費用

利用料は無料。その他材料費等は自己負担。

１９　要援護世帯除雪費助成事業

要援護世帯除雪費助成事業とは

積雪による事故を防止し、生活不安を解消するため、住居等の除雪に要する経費を助成します。

申請窓口	お住まいの地域の民生委員・児童委員

（１）対象世帯

下記表に定める要援護世帯で次の各項目すべてに該当する世帯

①自力で除雪することが困難である世帯

②助成を受けようとする年度における世帯員全員の市区町村民税が均等割のみ課税又は非課税である世帯（ただし、同居していない親族の税法上の扶養親族等となっている者がいる世帯については対象外）

③親族から労力による援助又は経済的な援助が受けられない世帯

世帯区分		定義
高齢者世帯	６０歳以上	除雪が困難と認められる病弱者の単身世帯または高齢者のみの世帯でうち１人以上がおおむね３ヶ月以上寝たきりの世帯
	６５歳以上	高齢者のみの世帯または当該高齢者と中学生以下の児童・生徒のみの世帯
母子世帯		配偶者のいない女子と中学生以下の児童・生徒若しくは６５歳以上の高齢者のみの世帯
障害者世帯		１～４級の身体障害者のみの世帯または当該障害者と６５歳以上の高齢者、女子若しくは中学生以下の児童・生徒のみの世帯
その他の世帯		知的障害者、病弱者等のいる世帯で、上記世帯に準ずる世帯

※上記にかかわらず、生活保護法による被保護世帯は対象世帯となりません。

（２）助成の対象となる除雪

①屋根の除雪

②屋根の除雪に伴う避難路の除雪

③落雪屋根からの落雪に伴う住居保全のための住居敷地内の除雪

（３）助成金額

⑵の除雪に要する必要最小限度の経費を対象とし、次の額を上限として助成します。

除 雪 の 区 分	助 成 の 単 位	上 限 額
屋根の除雪及びこれに伴う避難路の除雪	除雪１回について	２２，９００円
落雪屋根からの落雪に伴う住居保全のための住居敷地内の除雪	一冬に行った除雪について	２８，０００円

（４）助成回数

除雪の区分	地 域 の 区 分	助成回数
屋根の除雪及びこれに伴う避難路の除雪	長岡地域のうち濁沢町、蓬平町及び竹之高地町の区域	４回
	山古志地域	４回
	小国地域のうち小国町山野田、小国町大貝、小国町三桶、小国町苔野島、小国町法末及び小国町八王子の区域	４回
	栃尾地域のうち栃尾町（栃倉に限る。）、滝之口、入塩川、本所、栃尾島田、山葵谷、葎谷、平中野俣、九川、塩中、梅野俣、塩新町、上塩、栃尾宮沢、栃尾泉、大川戸、菅畑、赤谷、小向、栃堀、来伝、松尾、栗山沢、寒沢、吹谷、北荷頃、一之貝、軽井沢、比礼、本津川、田之口、西野俣、中、木山沢、森上、西中野俣、東中野俣及び半蔵金の区域	４回
	川口地域	４回
	上記以外の区域	３回
落雪屋根からの落雪に伴う住居保全のための住居敷地内の除雪	市内全域	助成額の合計が上限額に達するまでの回数

（５）手続き

①助成を受けようとする方は、毎年度定める期日（概ね１２月中旬）までに「要援護世帯登録申請書」を民生委員・児童委員に提出してください。

②民生委員・児童委員は、これに意見を付して市に提出します。

③市で審査した後、対象世帯として登録するかどうかを決定します。

④登録された世帯は、住居に係る除雪が完了し、除雪代金を実施者に支払った後、その都度民生委員・児童委員を経由して「要援護世帯除雪費助成事業助成金交付申請書（請求書）」を提出します。

（６）問い合わせ先：市役所　福祉総務課（TEL３９－２２１７）

２０　社会福祉センタートモシアの利用

社会福祉センタートモシアとは

障害者、福祉団体、ボランティアをはじめ、誰もが気軽に集い活動できる福祉の交流拠点です。
多目的ホール、会議室などの貸室のほか、カフェを併設した広いフリースペースがあり、憩いの場としてもご利用いただけます。また、福祉に関する様々な相談窓口を設置しています。

（１）開 館 時 間
午前９時～午後９時（年末年始のみ休館）

（２）貸室使用料
無料（営利目的は有料）

（３）所　在　地
〒940-0071　長岡市表町２丁目２番地 21

（４）問い合わせ
TEL：３２－５２００　　FAX：３２－５２１０　　E-mail：c-sw@nagaoka-shakyo.or.jp
※E-mail は聴覚に障害のある方に限り対応

【各階の詳細】

○ １階　交流フロア
３階の貸室利用の受付、フリースペース、カフェ、ボランティアの相談窓口を設置しています。

窓　　口	主　な　内　容
ボランティアセンター	ボランティアの相談（電話 94-5588、FAX 32-5210） ※相談は、月～金曜日　午前９時～午後７時（時間外は予約で対応） 土曜日　午前９時～午後５時

※「３階の貸室利用の受付」、「フリースペースの利用」は、午前９時～午後９時
※「カフェく・る～む」の営業は、午前 10 時～午後４時

○ ２階　相談フロア
福祉に関する相談窓口を設置しています。

窓　　口	主　な　内　容
長岡市社会福祉協議会	地域福祉活動に関する相談 （TEL 33-6000、FAX 33-6004）
長岡市成年後見センター	成年後見制度など権利擁護に関する相談 （TEL 86-4715、FAX 33-6004）
地域包括支援センターなかじま・おもてまち	高齢者の介護や福祉に関する相談 （TEL 30-1121、FAX 31-6201）
長岡市パーソナル・サポート・センター	生活困窮者等の生活相談 要予約（TEL 89-8263、FAX 89-8264）

※ 相談窓口は、平日の午前８時 30 分～午後５時 15 分
※ 地域包括支援センターは、長岡市内の 11 の区域ごとに設置されており、地域包括支援センターなかじま・おもてまちは、長岡地域の一部を担当。
※ 上記以外に、事業所等を支援する機関として、障害者基幹相談支援センターを設置

○ ３階　活動フロア
貸室として、約 200 ㎡の多目的ホール、研修室、会議室、和室を設置しています。
要予約（TEL 32-5200、FAX 32-5210）

２１　長岡市地域ささえあい事業

長岡市地域ささえあい事業とは

地域のボランティアが、日常生活のちょっとした困りごとのお手伝いをします。

相談窓口	各地区社会福祉協議会・地区福祉会、 または長岡市社会福祉協議会

（１）対象者

長岡市内在住の日常生活に支障があり、お手伝いを必要とする高齢者や障害者、子育て世帯等

（２）協力者

この事業に理解を持って、協力してくださる方

※利用者が車に同乗する活動の場合

①７４歳以下の健康な方、②２年以上運転免許停止処分を受けていない方

（３）活動内容

専門的な技術を必要としない、日常生活のお手伝い

衣類の洗濯、調理、住居棟の掃除・整理、生活必需品の買い物、ゴミ出し、軽易な雪かき、通院・外出時の付き添い、車による送り届け、話し相手　など

（４）利用料

１回につき３０分未満２５０円、３０分以上１時間未満５００円

（以降３０分ごとに２５０円加算）

※利用者宅から協力者の車を使って活動を行う場合、利用者の乗車の有無に関わらず、「利用者宅から活動先までの往路復路」の燃料費（２０円／㎞）を負担いただきます

（５）申し込み先

各地区社会福祉協議会・地区福祉会（次ページ 「実施地区一覧表」のとおり）、

長岡市社会福祉協議会（TEL ３３－６０００）

上記事業は、市民のボランティアからの協力により実施しています。利用対象の条件に該当している場合であっても、ボランティアの都合によりご利用いただけない場合があります。あらかじめご了承ください。

長岡市地域ささえあい事業　　実施地区一覧表

No.	名　　称	所　　在　　地		ＴＥＬ	ＦＡＸ
1	千手地区福祉会	西千手2-5-1	コミュニティセンター内	39-3612	36-3650
2	四郎丸地区福祉会	四郎丸1-11-20	コミュニティセンター内	39-7028	39-7028
3	豊田地区福祉会	豊田町5-1	コミュニティセンター内	39-8365	39-8365
4	阪之上地区福祉会	今朝白1-10-27	コミュニティセンター内	39-9320	39-9320
5	表町地区福祉会	中島5-7-7	コミュニティセンター内	39-8361	38-0208
6	中島地区福祉会	中島2-6-1	コミュニティセンター内	39-8362	35-4954
7	神田地区福祉会	西神田町2-3-1	コミュニティセンター内	39-7025	37-5484
8	川崎地区福祉会	地蔵1-4-1	コミュニティセンター分館内	35-7933	35-7933
9	新町地区福祉会	蔵王1-6-17	コミュニティセンター分館内	39-8360	39-8360
10	大島地区福祉会	緑町3-55-41	コミュニティセンター内	27-6317	27-6317
11	希望が丘地区福祉会	西津町2301-1	コミュニティセンター内	29-0803	29-0808
12	宮内地区社会福祉協議会	宮栄3-21-27	コミュニティセンター分館内	39-8367	39-8637
13	十日町地区社会福祉協議会	十日町1220-2	コミュニティセンター内	22-2251	22-2251
14	六日市地区社会福祉協議会	中潟町728	コミュニティセンター内	22-3674	22-2153
15	太田地区社会福祉協議会	濁沢町482-3	コミュニティセンター内	23-2002	23-2096
16	山通地区福祉会	柿町650-4	コミュニティセンター内	36-7018	33-4225
17	栖吉地区社会福祉協議会	悠久町3-734	コミュニティセンター内	35-9835	33-8585
18	富曽亀地区社会福祉協議会	小曽根町757-8	コミュニティセンター内	25-3351	24-0012
19	山本地区社会福祉協議会	浦瀬町1072-1	コミュニティセンター内	44-8075	44-8021
20	新組地区社会福祉協議会	福井町957-1	コミュニティセンター内	25-2044	25-2044
21	黒条地区社会福祉協議会	黒津町373	コミュニティセンター内	24-6737	24-6208
22	下川西地区社会福祉協議会	花井町1081-1	コミュニティセンター内	28-9895	27-3008
23	上川西地区社会福祉協議会	巻島町733	コミュニティセンター内	29-7003	29-7003
24	福戸地区社会福祉協議会	福戸町2606-1	コミュニティセンター内	28-4825	27-1000
25	王寺川地区社会福祉協議会	寺宝町38-4	コミュニティセンター内	29-6077	27-5766
26	日越地区社会福祉協議会	宝地町753	コミュニティセンター内	27-8066	27-8060
27	関原地区社会福祉協議会	五反田町950	コミュニティセンター内	46-2022	47-2665
28	宮本地区社会福祉協議会	宮本町1-甲105-2	コミュニティセンター内	47-5040	46-2052
29	大積地区社会福祉協議会	大積町1-甲1083	コミュニティセンター内	46-2204	46-2201
30	深才地区社会福祉協議会	上富岡2-65-2	コミュニティセンター内	46-3177	46-2784
31	青葉台地区福祉会	青葉台1-甲120-8	コミュニティセンター内	47-1155	21-0231
32	中之島地区社会福祉協議会	中野中甲1666-2	市社協中之島支所内	66-0688	66-0689
33	越路地区社会福祉協議会	来迎寺3697	市社協越路支所内	94-4617	89-5257
34	三島地区社会福祉協議会	上岩井1261-1	市社協三島支所内	42-3760	42-3761
35	山古志地区社会福祉協議会	山古志虫亀219-2	市社協山古志支所内	41-1180	59-2081
36	小国地区社会福祉協議会	小国新町304-1	市社協小国支所内	95-2027	95-2591
37	和島地区社会福祉協議会	島崎752		84-7135	72-4712
38	寺泊地区社会福祉協議会	寺泊金山170-3	市社協寺泊支所内	75-2368	75-2945
39	栃尾地区社会福祉協議会	中央公園1-36	市社協栃尾支所内	52-5895	53-2263
40	与板地区社会福祉協議会	与板町本与板2380-1	市社協与板支所内	72-4714	72-4712
41	川口地区社会福祉協議会	西川口1168	市社協川口支所内	89-3117	81-5020

２２　生活福祉資金の貸付

生活福祉資金とは

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者や介護を要する高齢者がいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援により経済的自立と安定した生活が送れるようにすることを目的とした制度です。（審査あり）

相談窓口	民生委員・児童委員 または 長岡市社会福祉協議会 〒９４０－００７１　長岡市表町２－２－２１ TEL３３－６０００　FAX３３－６００４

（１）主な資金の目的と種類

貸付する資金		資　金　の　使　途	貸付限度額	償還期間
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費（事業計画書や自己資金２～３か月分の運転資金必要）	４６０万円	２０年以内
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生活費	５８０万円 （期間により異なる）	８年以内
		日常生活に必要な高額福祉用具等の購入費（盲人用ワープロ、補聴器、義足等）	１７０万円	８年以内
		障害者用自動車購入費	２５０万円	８年以内
		住宅の増改築、補修等に必要な経費	２５０万円	７年以内
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な経費	１０万円	１２か月以内

※上記の他にも目的に応じ貸付可能な場合があります。詳細は長岡市社会福祉協議会にお問い合わせください。

（２）対象世帯

①身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
②療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
④①～③と同程度と認められる者の属する世帯

（３）主な貸付条件

連帯保証人	原則として連帯保証人（保証能力を有し、借受人と同居していない者）を立てる。
貸付利率	連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年１．５％
償還方法	原則として元利均等月賦償還
延滞利息	年３％

２３　権利擁護に関する支援

権利擁護に関する支援とは

認知症や知的障害、精神障害などにより自分ひとりで判断することが難しい方が、権利を守り安心して生活できるよう、困りごとをお聞きし、本人の意向を尊重しながら、成年後見制度など適切な支援を受けることが出来るようお手伝いします。

相談窓口	長岡市成年後見センター TEL ８６－４７１５　FAX ３３－６００４

（１）成年後見制度

①対象者　認知症や知的障害、精神障害などにより、ひとりで決めることに不安や心配がある方（医師の診断が必要）

②支援の内容
身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）
財産管理（不動産や預貯金の管理、相続手続きなど）

③手続き　家庭裁判所への申し立て

（２）日常生活自立支援事業

①対象者
認知症や知的障害、精神障害などにより日常の生活をしていく上で、必要な福祉サービスの利用等について自分ひとりで判断を行うことに不安がある方（診断書や手帳などは不要）

②サービスの内容
福祉サービスの利用のお手伝い、日常的金銭管理サービス、書類等お預かりサービス

③手続き　本人との契約による

④費用　　１回１時間まで１，２００円。１時間を超える場合は３０分ごとに４００円。交通費実費。
※令和８年度中に改定予定あり。詳細は成年後見センターへお問い合わせください。

２４　郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票とは

身体に重度の障害がある人が、あらかじめ選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、郵便等による不在者投票ができる制度です。

等級制限	あり

相談窓口	長岡市選挙管理委員会事務局 （所在地　長岡市浦７１５　越路支所内） 各支所　地域振興・市民生活課

（１）対象者

次のいずれかに該当する人

①次の身体障害者手帳の所持者
・両下肢、体幹、移動機能の障害・・・・・・・・・・・・・・・・１級若しくは２級
・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害・・・・１級若しくは３級
・免疫、肝臓の障害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１級から３級まで

②次の戦傷病者手帳の所持者
・両下肢、体幹の障害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・特別項症から第２項症まで
・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害・・特別項症から第３項症まで

③介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護５」の人

（２）利用の手続き

制度の利用には申請が必要です。手続きの詳細については以下にお問い合わせください。
・長岡市選挙管理委員会事務局　TEL８６－４８４１
・各支所　地域振興・市民生活課

２５　郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票における代理記載制度とは

郵便等による不在者投票の対象者で、かつ、自ら投票の記載をすることができない人が、あらかじめ選挙管理委員会から代理記載人が記載された「郵便等投票証明書」の交付を受け、代理記載の方法で郵便等による不在者投票ができる制度です。

等級制限	あり

相談窓口	長岡市選挙管理委員会事務局 （所在地　長岡市浦７１５　越路支所内） 各支所　地域振興・市民生活課

（１）対象者

次のいずれかに該当する人

①郵便等による不在者投票の対象者かつ、上肢または視覚の障害が１級の身体障害者手帳の所持者

②郵便等による不在者投票の対象者かつ、上肢または視覚の障害が特別項症から第２項症までの戦傷病者手帳の所持者

（２）利用の手続き

制度の利用には申請が必要です。手続きの詳細については以下にお問い合わせください。

・長岡市選挙管理委員会事務局　TEL　８６－４８４１

・各支所　地域振興・市民生活課

２６　ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマーク・ヘルプカードとは

ヘルプマークは外見では障害等があると分からなくても援助や配慮を必要とされる方が、周囲の方に配慮が必要であることを知らせたり、援助を得やすくなることを目的とするものです。ヘルプカードは緊急連絡先や必要な支援内容を記入し、災害時や日常生活の中で困ったときに提示することで、「手助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶことを目的としています。

申請窓口	新潟県長岡地域振興局　健康福祉環境部 市役所　福祉窓口　　各支所（巻頭参照） 社会福祉センター　トモシア

・障害等があり、援助や配慮を必要としている方であれば、どなたでも御利用いただけます。

・御希望の方に無償で配布しますので、上記窓口にお申し出ください。

・申請者１人につき、１枚までの配布とします。

・配布は県内在住者の方に限ります。

（問い合わせ先
　市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照））

ヘルプカード

ヘルプマーク

④交通費・自動車関係の助成など

１　タクシー利用券

タクシー利用券とは

在宅障害者の経済的負担の軽減や社会参加の促進のため、タクシー利用券を交付します。

等級制限	あり

所得制限	なし

申請窓口	市役所 福祉窓口 各支所（巻頭参照）

（１）対象者

次の手帳所持者の方が対象となります。

・身体障害者手帳１、２級

・身体障害者手帳３級の一部（下肢、体幹、脳原性運動（移動）、内部障害）

・療育手帳Ａ

・精神障害者保健福祉手帳１級

※他制度併用不可（55ページのタクシー料金１０％割引は併用可）

※障害者施設や特別養護老人ホーム等に入所している人は対象外です。

（２）助成の内容・方法

①交付されるタクシー利用券

毎年度１冊（５００円×３０枚、ただし、１０月以降に新たに対象となった場合は１５枚）

※年間を通じ、定期的に２週間に１回以上医療機関に通院しており、自動車税（種別割）（軽自動車税（種別割）は除く）の免除を受けていない場合には、他に最高２冊まで追加交付されます。

②利用の方法

タクシーの料金を支払うときに、

・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

・必要な枚数のタクシー利用券を渡してください。

③おつりがでませんので、差額が生じたときは現金で支払ってください。

（３）手続き

○交付場所：市役所 福祉窓口
　　各支所（巻頭参照）

○問い合わせ先：市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）

○必要なもの

●身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

●印鑑

●医療機関の証明書（追加交付の場合）

※同一年度で他の制度（自動車燃料費助成制度、じん臓機能障害者通院費助成制度）との併用はできません。

２　自動車燃料費助成

自動車燃料費助成制度とは

在宅障害者の経済的負担の軽減や社会参加の促進のため、自動車燃料費の助成を行います。

等級制限	あり

所得制限	なし

申請窓口	市役所 福祉窓口 各支所（巻頭参照）

（１）対象者

タクシー利用券該当者と同じです。

（２）助成の内容・方法

①助成対象自動車

車検証の所有者又は使用者どちらかに助成対象者又は同一生計の家族の氏名が記載されており、助成対象者又は同一生計の家族が運転する自動車

※法人名義の自動車またはリース契約の自動車は対象外。

②対象燃料

対象自動車に給油するガソリン及び軽油。（助成決定を受けた日以降の燃料費が対象となります。）

③助成限度額

一年度当たり１５，０００円（ただし、１０月以降に新たに対象となった場合は７，５００円）

（３）手続き（事前に申請が必要です。）

○問い合わせ先：市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）

○申請に必要なもの

- ●身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ●運転免許証（車検証の所有者又は使用者及び主に運転する人のもの）
- ●車検証
- ●自動車検査記録事項
- ●助成対象者名義の預金通帳

（４）請求の方法

上記の申請後、決定通知書と請求書を送付しますので、「長岡市障害者自動車燃料費助成金請求書」と申請日から各年度の３月３１日までに給油した「ガソリン及び軽油の領収書（納品書）※」を添えて請求してください。

※領収書は、あて名（対象者本人の氏名、車検証の所有者・使用者または運転者として登録されている人の氏名）・給油年月日・油種・金額の記載のあるものが必要です。

※同一年度で他の制度（タクシー利用券交付制度、じん臓機能障害者通院費助成制度）との併用はできません。

３　じん臓機能障害者通院費助成事業

じん臓機能障害者通院費助成制度とは

人工透析のために医療機関に通院している方の通院費の負担軽減のため、通院費の助成を行います。

等級制限	なし	所得制限	なし	通院要件	あり

申請窓口	市役所 福祉窓口 各支所（巻頭参照）

（１）対象者

長岡市に住所を有する方で、じん臓機能障害の身体障害者手帳を所持し、人工透析のために医療機関に週２回以上通院している方

また、市内の施設入所者も利用可能です。（入所していることを証明できる書類が必要です。）

（２）助成の内容、方法

①助成額

自宅から医療機関までの最短の通院距離（市で認定）に応じて申請月分から助成します。

通院距離：	２km まで	月額１，２５０円（最高で年１５，０００円）
	２km 超～５km	月額２，０００円（最高で年２４，０００円）
	５km 超～10km	月額３，７５０円（最高で年４５，０００円）
	10km 超	月額５，０００円（最高で年６０，０００円）

②支払方法

支払時期：年２回（６か月分ずつ支払い）

・１月～　６月分　７月に請求していただき、８月に指定口座に振り込みます。

・７月～１２月分　１月に請求していただき、２月に指定口座に振り込みます。

（３）手続き

○問い合わせ先：市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）

○申請に必要なもの

●自立支援医療（更生医療）の受給者証の写しまたは、医師からの証明書等

●身体障害者手帳

●助成対象者名義の預金通帳

●入所していることがわかる書類（該当者のみ）

※同一年度で他の制度（タクシー利用券交付制度、自動車燃料費助成制度）との併用はできません。

4　自動車改造費の助成

自動車改造費の助成とは

身体障害者や身体障害者と生計を同じくする者(介護者)が運転する自動車を改造する場合、または、同様の改造がされた福祉車両を購入する場合、その費用の一部を助成します。

等級制限	あり

所得制限	あり

※改造前（購入前）に事前申請が必要です。

申請窓口	市役所 福祉窓口　各支所（巻頭参照）

（１）対象者

		本人運転	介護者運転
内　　容		身体障害者が自ら所有し、運転する自動車の改造費を助成	身体障害者と生計を同じくする者が運転する自動車の改造費を助成
対象者	等級制限	上肢・下肢・体幹不自由の１～２級　または、取得した自動車運転免許証にその障害に応じた改造の要件が記載されていること。	身体障害者手帳１～２級
	自動車運転	運転免許を取得している者。 改造後に取得する場合は、助成金の交付が免許取得後となります。	自ら運転できない者
	身体状況		車いすを使用していること。
	所得制限	対象者本人の所得制限あり	対象者本人、配偶者及び扶養義務者の所得制限あり
	その他	過去５年間に自動車改造費助成を受けていないこと。	過去５年間に自動車改造費助成を受けていないこと。
対象となる自動車改造等	所有者	対象者本人	対象者本人又は介護者
	使用目的	対象者の社会参加活動のために使用	対象者の社会参加活動のために使用
	改造内容	対象者が運転するために必要な自動車の操行装置、駆動装置等の一部を改造する場合	対象者が自動車に移乗するための装置を改造又は移乗装置を備えた自動車を購入する場合
助　成　額		改造経費の全額 限度額１０万円	①生活保護世帯：改造経費の全額（限度額６０万円） ②所得税非課税世帯：改造経費の2/3（限度額４０万円） ③その他の世帯：改造経費の1/2（限度額３０万円）

（２）手続き

○問い合わせ先:市役所 福祉課障害活動係（巻頭参照）
○申請に必要なもの
- ●身体障害者手帳
- ●自動車改造費の見積書（新車購入の場合は通常車両の見積書と福祉車両の見積書）
  ※事前に福祉課障害活動係にお問い合わせください。
- ●対象者の運転免許証（取得者のみ）
- ●介護者の運転免許証（介護者運転のみ）
- ●車検証の原本または自動車検査記録事項（福祉車両を購入する場合は不要）

※申請は自動車を改造（又は移乗装置を備えた車を購入）する前に行い、助成決定の通知を受けた後、改造（又は購入）してください。

５　自動車運転免許取得費の助成

自動車運転免許取得費の助成とは

身体障害者が普通自動車運転免許を取得する場合、費用の一部を助成します。

等級制限	あり		所得制限	なし

申請窓口	市役所 福祉窓口 各支所（巻頭参照）

（１）対象者

身体障害者手帳所持者（１級～４級）

（２）助成額

普通自動車運転免許の取得に要した費用の２／３　（１０万円以内）

（３）手続き

○問い合わせ先：市役所 福祉課障害活動係（巻頭参照）
　　各支所（巻頭参照）

○申請に必要なもの

●身体障害者手帳

●印鑑

※免許取得前に申請してください。

※助成決定通知の日付より後に免許を取得してください。

６　新潟県おもいやり駐車場制度

新潟県おもいやり駐車場制度とは

健常者が障害者等用の駐車スペースに停めるなどの不適正な駐車を防ぐための制度です。利用証を車内に掲げることにより、制度への協力店の「おもいやり駐車場」を利用することができます。

等級制限	あり

相談窓口	新潟県長岡地域振興局　健康福祉環境部 市役所　福祉窓口 各支所（巻頭参照）

（１）対象者 及び 申請に必要なもの

対象者：歩行が困難または歩行に配慮が必要な次の人

①身体障害者【利用証有効期間：５年】

			１級	２級	３級	４級	５級	６級
身体障害者手帳	視覚障害		○	○	○	○	×	×
	聴覚障害		－	×	×	×	－	×
	平衡機能障害		－	－	○	－	○	－
	音声・言語・そしゃく機能障害		－	－	×	×	－	－
	肢体不自由	上肢	○	○	×	×	×	×
		下肢	○	○	○	○	○	○
		体幹	○	○	○	－	○	－
	脳原性運動機能障害	上肢	○	○	×	×	×	×
		移動	○	○	○	○	○	○
	内部障害		○	○	○	○	－	－

○申請に必要なもの

身体障害者手帳

②知的障害者【利用証有効期間：５年】

	A	B
療育手帳	○	○

○申請に必要なもの

療育手帳

③精神障害者【利用証有効期間：５年】

	１級	２級	３級
精神障害者保健福祉手帳	○	○	×

○申請に必要なもの

精神障害者保健福祉手帳

④発達障害のある者（歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関又は療育機関が認めた者）
【利用証有効期間：５年】
○申請に必要なもの
医師等の診断を記載した書面

⑤難病患者（特定疾患医療受給者及び特定医療費（指定難病）受給者）【利用証有効期間：５年】
○申請に必要なもの
特定疾患医療受給者証又は特定医療費（指定難病）受給者証

⑥高齢者（介護保険の要介護状態区分が要支援１以上の人）【利用証有効期間：５年】
○申請に必要なもの
介護保険被保険者証

⑦妊産婦（母子手帳取得者で産後１年半までの人）
【利用証有効期間：分娩予定日（又は出産日）から１年半】
○申請に必要なもの
母子健康手帳

⑧その他けが人又は病気等の人（歩行が困難であることが診断書等により確認できる人）
【利用証有効期間：必要期間】
○申請に必要なもの
医師の診断を記載した書面
※小児慢性特定疾病患者については、利用証有効期限：５年となります。
○申請に必要なもの
小児慢性特定疾病医療受給者証

（２）申請の手続き

○問い合わせ先：市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）
○申請先
持参の場合：　新潟県長岡地域振興局 健康福祉環境部
〒９４０－０８５７　長岡市沖田３－２７１１－１
TEL：３３－４９３７
または　市役所　福祉窓口、各支所（巻頭参照）
郵送の場合：　新潟県福祉保健部障害福祉課計画推進係
〒９５０－８５７０　新潟市中央区新光町４－１
TEL：０２５－２８０－５２１１

（３）利用証について
・利用証は、窓口に申請後３～４週間ほどで新潟県障害福祉課からご自宅へ郵送されます。
・紛失や破損された場合は再交付もできます。（前回の申請内容と変更がない場合は添付書類不要）
・利用証有効期間後も引き続き利用を希望される方は、利用証有効期限月の１か月前以降から更新申請ができます。

7　駐車禁止除外指定

駐車禁止除外指定とは

駐車禁止除外指定車標章を提示することにより、公安委員会が規制した駐車禁止の場所に駐車できるようになります。（ただし、利用上の制限があります。詳しくは下記窓口へお問い合わせください。）

相談窓口	住所地を管轄する警察署交通課	等級制限	あり	所得制限	なし

（１）対象者

①身体障害者（平成２２年４月１日から適用）

		１級	２級	３級	４級	５級	６級
視覚障害		○	○	○	○	×	×
聴覚障害		－	○	○	×	－	×
平衡機能障害		－	－	○	－	×	－
音声・言語・そしゃく機能障害		－	－	×	×	－	－
肢体不自由	上肢	○	１、２項:○ ３、４項:×	×	×	×	×
	下肢	○	○	○	○	×	×
	体幹	○	○	○	－	×	－
脳原性運動機能障害	上肢	○	○	×	×	×	×
	移動	○	○	○	○	×	×
内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障害）		○	－	○	×	－	－
肝臓機能障害・免疫機能障害		○	○	○	×	×	×

②知的障害者

	A	B
療育手帳	○	×

③精神障害者

	１級	２級	３級
精神障害者保健福祉手帳	○	×	×

④小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている者（疾患の程度が色素性乾皮症のもの）

（２）手続き

○申請窓口

名称	住所	ＴＥＬ
長岡警察署	長岡市水道町３－５－６０	３８－０１１０
見附警察署	見附市昭和町２－２－１	６３－０１１０
与板警察署	長岡市与板町与板乙５８８１－３	７２－０１１０
柏崎警察署	柏崎市日吉町５－１０	0257－21－0110
小千谷警察署	小千谷市城内３－１－５	８３－０１１０

○申請に必要なもの
- ●身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の写し
- ●住民票の写し（３か月以内に発行されたもので、個人番号が省略されているもの）

※住民票について、本人が直接窓口申請をする場合は不要です。（本人が窓口に来れないため、代理人が窓口申請する場合は必要となります。）

なお、詳細につきましては、各警察署にお問合せください。

⑤運賃・公共料金の割引等

１　交通運賃の割引

（１）　旅客鉄道、バス、旅客船

①割引の対象及び内容

	第１種障害者	第２種障害者	割引率
旅客鉄道（JR）	○本人が単独で乗車する場合 ●乗車券（片道１００㎞を超えるもの） ○本人と介護者が乗車する場合 本人と介護者のそれぞれの ●乗車券 ●回数券 ●急行券 ●定期券（小児定期券は割引対象外） ※距離制限はありません	○本人が単独で乗車する場合 ●乗車券（片道１００㎞を超えるもの） ○本人（12歳未満）と介護者が乗車する場合 ●介護者の定期券 ※１２歳未満の小児定期券は障害の有無にかかわらず通常の５０％で販売されるため、障害者割引は適用されません。	５０％
バス	【身障手帳、療育手帳】 ○本人及び介護者の ●運賃　●定期券 【精神手帳】 ○本人のみの ●運賃　●定期券 （県内の路線バス、高速バスに限る）	【身障手帳、療育手帳】 ○本人のみの ●運賃　●定期券 【精神手帳】 ○本人のみの ●運賃　●定期券 （県内の路線バス、高速バスに限る）	運賃：５０％ 定期券：３０％
旅客船	○本人及び介護者の ●運賃	○本人のみの ●運賃	５０％

※地域によっては割引率や割引対象者等が変わりますので、詳しくはご利用の公共交通機関にお問い合わせください。
※上記割引を受けるには手帳に減額区分（第１種、第２種）及び顔写真が必要となる場合があります。手帳への減額区分及び写真の添付を希望される方は、市役所福祉窓口又は各支所（巻頭参照）にお申し出ください。

②割引の受け方

乗車料金を支払う際に、各種手帳を提示してください。

（２）航空機

①割引の対象

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者

②割引の内容

障害の程度に関わらず、本人及び介護者１名まで運賃が割引されます。

③割引の受け方

航空券を購入する際に、各種手帳を提示してください。

※精神障害者保健福祉手帳は航空会社によっては顔写真付きのものが必要です。
なお、割引率は各航空会社によって異なりますので、購入時にご確認ください。

（３）タクシー料金

①割引の対象

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた人が乗車する場合
（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人も対象になる場合があります。）

②割引の内容

等級に関係なく、割引が受けられます。

	割引率
タクシー	１０％

※その他割引制度と重複しての割引は受けられません。
（47 ページのタクシー利用券は併用可）

③割引の受け方

タクシー料金を支払うときに身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。

※割引の有無についてはご利用のタクシー会社へお問い合わせください。

２　有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳及び療育手帳の所持者は高速道路料金の割引（割引率５０％）を受けられます。
※事前に申請が必要です

（１）対象者

①身体障害者

第　１　種	本人運転又は介護運転
第　２　種	本人運転に限る

②知的障害者

第　１　種	介護運転

（２）割引の受け方

○申請先：市役所 福祉窓口、各支所（巻頭参照）
○申請に必要なもの（ＥＴＣを利用しない場合は③～⑤は不要）
①身体障害者手帳又は療育手帳
②運転免許証（初回申請時第２種の場合のみ必要）
③車検証の原本または自動車検査記録事項
④障害者本人名義のＥＴＣカード（２０歳未満で、介護運転を受ける場合は、親権者又は法定相続人名義のＥＴＣカードでも可。）
⑤ＥＴＣ車載器セットアップ申込書等（ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できる書類）
○問い合わせ先：市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）

※対象となる車には制限があります。
※通行料金を支払う際に身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。
※有効期限後も継続して割引を受けるためには、有効期限の２か月前から有効期限前日までに更新手続きが必要です。申請に必要なものの①と③をご持参ください。（ＥＴＣを利用しない場合は①のみ）ＥＴＣ割引をご利用の方はネクスコからの「更新のご案内」を参照してください。

（３）自動車の所有者

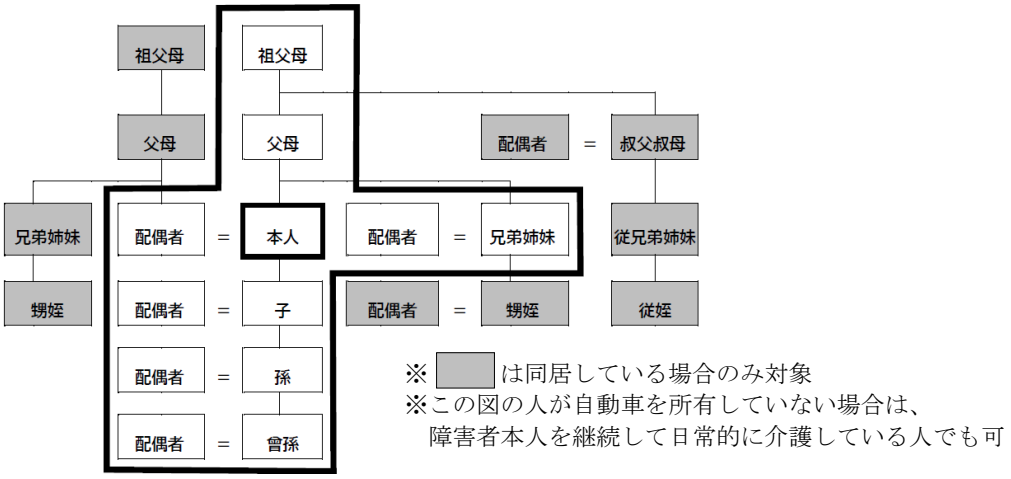

３　エヌ・シィ・ティ（ケーブルテレビ）福祉料金制度

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者と生計を共にする世帯の放送利用料金が減額されます。

契約内容によって適用の範囲が限定されますので、詳しくは㈱エヌ・シィ・ティにお問い合わせください。

割引の受け方

○申請先：（株）エヌ・シィ・ティ　　所在地：長岡市千場１－７－９
TEL：０１２０－０８０－００９　午前９時３０分 ～ 午後５時３０分
（上記期間以外・土日祝・年末年始・お盆期間は時間外受付に転送されます）
FAX：０２５８－３３－００９０
○必要なもの
①身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
②印鑑

４　各種携帯電話基本使用料等の割引

（１）対象者

次のいずれかの交付を受けている方（交付を受けている方が名義人となる契約が条件）

①身体障害者手帳
②療育手帳
③精神障害者保健福祉手帳
④特定疾患医療受給者証
⑤特定疾患登録者証

（２）問い合わせ先

詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

会 社 名	各社携帯電話から問合せる場合	一般電話から問合せる場合
ＮＴＴドコモ	１５１（無料）	０１２０－８００－０００（無料）
ａｕ	１５７（無料）	００７７－　７　－１１１（無料）
ソフトバンク	１５７（無料）	０８００－９１９－０１５７（無料）
楽天モバイル	０８００－６００－０７００（無料）	

５　ＮＨＫ放送受信料の割引

ＮＨＫ放送受信料の割引には、障害や世帯の状況により、半額免除と全額免除があります。
適用は申請月からとなり、申請月分ですでに支払った分は後日差額が返金されます。

（１）半額免除となる場合

次の手帳所持者が世帯主かつ契約者のとき

	障害程度・等級
身体障害者手帳	視覚・聴覚障害又は総合等級１、２級
療育手帳	Ａ
精神障害者保健福祉手帳	１級

（２）全額免除となる場合

①身体障害者手帳所持者のいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税であるとき
②知的障害者のいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税であるとき
③精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税であるとき
※世帯分離している場合でも、同居している方全員を対象に課税状況を確認します。

（３）割引の受け方

割引を受けるには申請が必要です。

○申　請　先：市役所 福祉窓口、各支所（巻頭参照）
○必要なもの
　●身体障害者手帳、療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳
　●印鑑
○問い合わせ先：市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）

※上記免除要件に該当しなくなった、または契約内容（住所や家族構成等々）に変更があった場合は、ＮＨＫに届け出の必要の有無を確認してください。
連絡先：ＮＨＫ新潟放送局　TEL：０２５－２３０－１６５１

６　施設使用料金の免除・割引

利用券販売窓口で、障害者手帳を提示してください。

対象施設・対象者・入場料金等

<table>
<tr><th colspan="3">施　　設　　名</th><th>対　象　者</th><th>介　助　者</th></tr>
<tr><td rowspan="5">無料となる施設</td><td colspan="2">新潟県立近代美術館　【TEL２８－４１１１】</td><td>下記手帳所持者
・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳</td><td>下記手帳所持者等１人につき１人
・第１種身体障害者手帳
・第１種療育手帳
・第１種精神障害者保健福祉手帳
・車いす使用者</td></tr>
<tr><td colspan="2">新潟県立歴史博物館　【TEL４７－６１３０】</td><td>〃</td><td>〃</td></tr>
<tr><td colspan="2">国営越後丘陵公園(駐車料金・入園料)
【TEL４７－８００１】</td><td>下記手帳所持者
・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳</td><td>左記手帳所持者１人につき１人</td></tr>
<tr><td colspan="2">道の駅ながおか花火館（長岡花火ミュージアムドームシアター）　【TEL８６－７７６６】</td><td>〃</td><td>〃</td></tr>
<tr><td colspan="2">郷土史料館　【TEL３５－０１８５】</td><td>下記手帳所持者
・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳</td><td>下記手帳等所持者１人につき１人
・第１種身体障害者手帳
・第１種療育手帳
・第１種精神障害者保健福祉手帳</td></tr>
<tr><td rowspan="8">無料又は割引となる施設</td><td rowspan="2">高齢者センター</td><td>・長岡ロングライフセンター
・高齢者センター
（けさじろ、まきやま、ふそき、みやうち、しなの）
：無料
・高齢者センターとちお
：400円（市外600円）→50円</td><td>下記手帳所持者
・第１種身体障害者手帳
・第１種療育手帳
・第１種精神障害者保健福祉手帳</td><td>左記手帳所持者１人につき１人
・長岡ロングライフセンター
・高齢者センターしなの
：350円→200円
・高齢者センター
（けさじろ、まきやま、ふそき、みやうち）
：100円→ 50円
・高齢者センターとちお
：400円（市外600円）→250円</td></tr>
<tr><td>・長岡ロングライフセンター
・高齢者センターしなの
：350円→200円
・高齢者センター
（けさじろ、まきやま、ふそき、みやうち）
：100円→50円
・高齢者センターとちお
：400円（市外600円）→250円</td><td>上記以外の
・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">※高齢者センターとちおは入湯税50円を含む</td></tr>
<tr><td colspan="2">エコトピア寿　【TEL２４－９３２２】
：500円→350円</td><td rowspan="4">下記手帳所持者
・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳</td><td rowspan="4">下記手帳所持者１人につき１人
・第１種身体障害者手帳
・第１種療育手帳
・第１種精神障害者保健福祉手帳</td></tr>
<tr><td colspan="2">河井継之助記念館　【TEL３０－１５２５】
：200円→150円</td></tr>
<tr><td colspan="2">山本五十六記念館　【TEL３７－８００１】
：500円→100円</td></tr>
<tr><td colspan="2">寺泊水族博物館　【TEL７５－４９３６】
対象者半額免除、右記介助者全額免除</td></tr>
<tr><td>障害者料金を設定している施設</td><td colspan="2">・市民体育館　【TEL３４－２７００】
・南部体育館　【TEL３９－３６００】
・北部体育館　【TEL２４－６１１６】
・みしま体育館　【TEL４１－２１３３】
・新産体育館　【TEL４６－４６０１】
・中之島体育館　【TEL６６－１７１１】
・陸上競技場　【TEL２７－６３００】
・希望が丘プール　【TEL２８－１７７５】
・東山テニス場　【TEL３６－３６２０】
・希望が丘テニス場　【TEL２９－１０８２】
・ニュータウン運動公園【TEL８６－７３８６】
（多目的芝生広場、屋根付多目的コート、サッカー場、ソフトボール場）</td><td>下記手帳所持者
・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳
※社会人等（高校生・大学生を含む）が対象。
※小・中学生には別料金が設定されています。料金については各施設へお問い合わせください。</td><td>下記手帳所持者１人につき１人
・第１種身体障害者手帳
・第１種療育手帳
・第１種精神障害者保健福祉手帳</td></tr>
</table>

⑥税金等の優遇措置

１　国民健康保険料の減免

国民健康保険料の減免とは

国民健康保険に加入している被保険者が重度の障害者であり、保険料の納付が困難と認められる場合は、申請により、保険料の「所得割額」のみ減免を受けることができます。

等級制限	あり

所得制限	あり

申請窓口	市役所 健康保険・年金窓口 各支所（巻頭参照）

（１）対象世帯

次のすべての条件に該当する世帯で、保険料の納付が困難と認められる世帯。

①次のいずれかに該当する国保の被保険者がいる世帯

・身体障害者手帳　１級・２級　の交付を受けた者

・療育手帳　Ａ　の交付を受けた者

・精神障害者保健福祉手帳　１級　の交付を受けた者

②前年中の合計所得金額が５００万円以下の世帯（国保加入者以外の方の所得も合算します）

（２）減免額

３０万円に所得割の保険料率を乗じて得た額を、所得割額から減額します。

なお、納期限が過ぎた保険料や、すでに納付された納期分の保険料があるときは、減免額が変わる場合があります。

（３）申請の手続き

○問い合わせ先：市役所　国保年金課　国保保険料担当　　TEL３９－２２２０（直通）

○申請に必要なもの

●来庁者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

●身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

このほかの減免制度

災害や失業など、特別な事情により、納付が困難なときは、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

減免する保険料の額は、それぞれの事情や世帯の所得状況によって異なりますので、詳しくは、上記問い合わせ先にご相談ください。

２　所得税、市・県民税（詳しくは、税務署又は市民税課へ）

（１）障害者控除

障害の程度や同居・別居により、下記の金額を総所得金額等から差し引くことができます。手帳の交付申請をした年（療育手帳の場合は判定を受けた年）の分から、確定申告を行うこと等により適用されます。

※市・県民税では前年分の所得・控除等の内容を基に課税します。障害者手帳の交付申請をした年（療育手帳の場合は判定を受けた年）の翌年度の課税から控除が適用されます。

①納税義務者本人が障害者のとき

	身体障害者手帳１～２級 療育手帳Ａ 精神障害者保健福祉手帳１級	身体障害者手帳３～６級 療育手帳Ｂ 精神障害者保健福祉手帳２～３級
	特別障害者控除	障害者控除
所得税	４０万円	２７万円
市・県民税	３０万円	２６万円

※合計所得金額が１３５万円以下のときには、市・県民税は非課税になります。

②納税義務者の同一生計配偶者、扶養親族が障害者のとき

	身体障害者手帳１～２級 療育手帳Ａ 精神障害者保健福祉手帳１級	身体障害者手帳３～６級 療育手帳Ｂ 精神障害者保健福祉手帳２～３級
	特別障害者控除	障害者控除
所得税	４０万円（７５万円）	２７万円
市・県民税	３０万円（５３万円）	２６万円

※１　障害者控除は、合計所得金額が１，０００万円を超え配偶者控除が適用されない納税義務者の同一生計配偶者や、年齢１６歳未満の扶養親族にも適用されます。

２　同居の場合は、（　）内の控除額になります。

３　障害者１人当たりの控除額になります。

詳しくは、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）をご覧いただくか、長岡税務署（℡３５－２０７０・自動音声案内）、小千谷税務署（℡８３－２０９０・自動音声案内）又は市役所市民税課（℡３９－２２１２・直通）へお問い合わせください。

（２）おむつ、ストマ用装具購入費の医療費控除

おむつ又はストマ用装具が必要であると医師が証明した場合、その購入費は医療費控除の対象になります。

医療費控除の金額は、その年内に支払った医療費の金額から保険金などで補てんされる金額を差し引き、さらに１０万円又は総所得金額等の５％（どちらか少ない額）を差し引いた額となります。（最高２００万円）

①医師から証明書をもらいます。
（おむつ使用証明書、ストマ用装具使用証明書の用紙は、福祉窓口にあります。）

↓

②確定申告又は市・県民税申告のとき、申告書に「医療費控除の明細書」を添付し、「①の証明書」を添付又は提示して申告します。

※医療費の領収書を確定申告期限等から５年間ご自宅で保存する必要があります。
なお、「おむつ使用証明書」などの各種証明書等に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を「医療費控除の明細書」の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、医療費の領収書とともに確定申告期限等から５年間ご自宅で保存する必要があります。

（３）利子所得の非課税

障害者が金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）で預貯金などをしたときに、一定額(貯蓄:３５０万円、公債:３５０万円)までの元本に対する利子が非課税になります。

金融機関等で手続きを行ってください。手続きの際、金融機関への届出印、マイナンバーカード等及び身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などが必要です。

３　相続税（詳しくは、税務署へ）

相続人である障害者が相続又は遺贈により財産を取得したとき、８５歳になるまでの年数に表の額を乗じて計算した額が相続税から差し引かれます。

	身体障害者手帳１～２級 療育手帳Ａ 精神障害者保健福祉手帳１級	身体障害者手帳３～６級 療育手帳Ｂ 精神障害者保健福祉手帳２～３級
	特別障害者	一般障害者
障害者控除	２０万円	１０万円

４　贈与税（詳しくは、税務署へ）

特定障害者（特別障害者又は特別障害者以外で一定の要件に当てはまる者）のために、信託銀行等に財産を信託する際に、「障害者非課税信託申告書」を提出することにより、６，０００万円（特別障害者以外の場合は３，０００万円）を限度に贈与税が非課税になります。手続きは信託銀行等で行ってください。

５　自動車税、軽自動車税

身体障害者等が自動車又は軽自動車（以下「自動車」とする）を所有している場合にかかる自動車税または軽自動車税が減免になります。

自動車税の減免申請には、４月１日現在（既に所有している場合)、または登録時（新たに取得する場合）に下記条件を満たしている必要があります。

軽自動車税の減免申請には、４月１日現在に下記条件を満たしている必要があります。

（１）対象及び条件

①　身体障害者等本人が運転する場合

・対象者…身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方（対象の障害等級等は次ページのとおり）かつ、障害者本人が納税義務者（納税通知書の名宛人）であること

・対象自動車…手帳をお持ちの方ご本人が所有・運転する自動車（車検証上の要件は次ページのとおり）

②　ご家族等が運転する場合

【ア　身体障害者等の家族が運転する場合】

・対象者…身体障害者手帳又は戦傷病者手帳、療育手帳「Ａ」、精神障害者保健福祉手帳「１級」をお持ちの方（対象の障害等級等は次ページのとおり）かつ、障害者本人が納税義務者（納税通知書の名宛人）であること。ただし、１８歳未満、療育手帳Ａ、精神手帳１級の場合は、納税義務者（納税通知書の名宛人）が同一生計者であること

・対象自動車…上記身体障害者等が所有する自動車で、身体障害者等の利用に供するため、同一生計者が運転するもの（車検証上の要件は次ページのとおり）

・利用目的の条件…身体障害者等の通院・通学・通所・生業のために、４月１日又は登録する日（軽自動車の場合は４月１日）以降６カ月以上継続して週１日以上又は月４日以上使用すると認められるもの

【イ　常時介護者が運転する場合】

・対象者…身体障害者等単身世帯又は身体障害者等のみで構成される世帯かつ、障害者本人が納税義務者（納税通知書の名宛人）であること

・対象自動車…対象者となる身体障害者等が所有する自動車で、常時介護する方が運転するもの（車検証上の要件は次ページのとおり）

・利用目的の条件…身体障害者等の通院・通学・通所・生業のために、４月１日又は登録する日（軽自動車の場合は４月１日）以降１年以上継続して週３日以上使用すると認められるもの

（２）特に留意していただく事項

①　減免の対象となる自動車は、身体障害者等一人に対し一台です。

②　既に減免を受けている自動車（＝既減免車）に替えて、新たに取得する自動車（＝代替車）を減免申請する場合は、既減免車について、事前に移転登録又は抹消登録を行う必要があります（既減免車及び代替車がどちらも普通車の場合は、既減免車の抹消登録が必要)。

③　営業用（緑色・黒色）ナンバーの自動車やリース車は減免を受けることができません。

④　減免額には上限（排気量2,500 cc）があり、全額減免とならない場合があります。

⑤　（普通)自動車の減免で身体障害者等が４月１日現在入院している場合、長岡地域振興局県税部（TEL３８－２５１０)にお問い合わせください。

■ 自動車税・軽自動車税 減免対象要件確認表

▼ 等級・障害別 対象者

			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		本人運転	○	○	○	○	×	×
		家族・介護者運転	○	○	○	○	×	×
聴覚障害		本人運転	―	○	○	×	―	×
		家族・介護者運転	―	○	○	×	―	×
平衡機能障害		本人運転	―	―	○	―	×	―
		家族・介護者運転	―	―	○	―	×	―
音声・言語・そしゃく機能障害		本人運転	―	―	○ 喉頭摘出に限る	×	―	―
		家族・介護者運転	―	―	○ 喉頭摘出に限る	×	―	―
肢体不自由	上肢	本人運転	○	○	×	×	×	×
		家族・介護者運転	○	○	×	×	×	×
	下肢	本人運転	○	○	○	○	○	○※1
		家族・介護者運転	○	○	○	×	×	×
	体幹	本人運転	○	○	○	―	○	―
		家族・介護者運転	○	○	○	―	×	―
	脳原性上肢	本人運転	○	○	×	×	×	×
		家族・介護者運転	○	○	×	×	×	×
	脳原性移動	本人運転	○	○	○	○	○	○
		家族・介護者運転	○	○	○	×	×	×
内部障害※2		本人運転	○	○	○	×	―	―
		家族・介護者運転	○	○	○	×	―	―

※1　下肢不自由７級が２つ以上ある場合は下肢不自由６級となります。
※2　内部障害については、 ８０ ページ参照。

		A	B
療育手帳	本人運転	×	×
	家族・介護者運転	○	×

		1	2	3
精神手帳	本人運転	×	×	×
	家族・介護者運転	○※３	×	×

※3　自立支援医療（精神）受給者証の交付を受けているものに限る。
　　ただし、所得制限により受給者証が交付されない場合は、医師の通院証明書を添付すること。

▼ 車検証に記載されている所有者・使用者欄

本人運転の場合　　○ 自動車税・軽自動車税の減免を受けられる　× 受けられない

所有者＼使用者	手帳所持者（身体障害）	手帳所持者（知的障害）	家　族	第三者の介護人	ﾃﾞｨｰﾗｰ	営業用
手帳所持者（身体）	○	―	×	×	×	×
手帳所持者（知的・精神）	―	×	×	×	×	×
家　族	○ 同一生計証明（ただし、軽自動車税の場合は不要）	×	×	×	×	×
第三者の介護人	×	×	×	×	×	×
ディーラー※4	○	×	×	×	×	×
営 業 用	×	×	×	×	×	×

家族（本人以外）運転の場合　　○ 自動車税・軽自動車税の減免を受けられる　× 受けられない

所有者＼使用者	手帳所持者（身体障害）	手帳所持者（知的・精神）	家　族	ﾃﾞｨｰﾗｰ	営業用
手帳所持者（身体）	○　同一生計証明	―	○　同一生計証明	×	×
手帳所持者（知的・精神）	―	○　同一生計証明	○　同一生計証明	×	×
家　族	○　同一生計証明	○　同一生計証明	知的、精神、１８歳未満の身体は○　同一生計証明	×	×
ディーラー※４	○　同一生計証明	○　同一生計証明	知的、精神、１８歳未満の身体は○　同一生計証明	×	×
営　業　用	×	×	×	×	×

介護者運転の場合

介護者運転の常時介護証明書発行には、次のいずれかの名義人要件を満たしていることが必要です。
ア　所有者及び使用者が身体障害者等本人
イ　所有権留保付売買（ディーラー所有）の車両の使用者が身体障害者等本人

※4　所有者がディーラーの場合、リース車は減免を受けることができません。

（３）手続き

①制度の詳細と手続きについては、下記にお問合せください。

自動車税の減免については、**自動車登録時又は４月１日から納期限までに**申請してください。

軽自動車税の減免については、**４月１日から納期限までに**申請してください。

自動車税	自動車登録時	長岡自動車協会 長岡市平島１－２　　TEL　２２－１１３４
	自動車登録時以外 （4月1日から納期限まで）	新潟県長岡地域振興局県税部（事前に電話予約必要） 長岡市沖田２－１７３－２　TEL　３８－２５１０
軽自動車税		手続き先：市役所　税金窓口　又は　各支所（巻頭参照）
		問合せ先：市役所　市民税課　TEL　３９－２２１２　又は各支所（巻頭参照）

申請に必要なもの（全て原本を持参してください）

●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神）受給者証
●運転免許証（主に運転する人のもの）
●車検証（電子車検証の場合「自動車検査記録事項」も必要）
●同一生計証明書(障害者の家族が運転する場合又は、障害者本人が普通車を運転する場合で所有者が同一生計者のとき必要）（※）
●マイナンバー確認書類
●常時介護証明書（常時介護する者が運転する場合のみ必要）（※）
●通院・通学等利用状況証明書（利用期間、日数等が明確に記載されているもので、障害者の家族が運転する場合又は常時介護する者が運転する場合に必要）（※）
（※）自動車登録時以外で申請する場合は４月１日以降に証明してもらってください。

②「同一生計証明書」、「常時介護証明書」が必要な方は下記に申請及び問合せをしてください。

身体障害者手帳及び療育手帳所持者	申　請　先	市役所福祉窓口 及び 各支所（巻頭参照）
	問合せ先	市役所福祉課障害活動係（巻頭参照）
精神障害者保健福祉手帳所持者	申請・問合せ先	新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部 長岡市沖田３－２７１１－１ TEL　３３－４９３１

「同一生計証明書」、「常時介護証明書」の申請に必要なもの

●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神）受給者証
●運転免許証（主に運転する人のもの）
●車検証（電子車検証の場合「自動車検査記録事項」も必要）
●通院・通学等利用状況証明書（障害者本人が運転する場合は不要）（※）
●世帯全員の住民票（精神障害者保健福祉手帳所持者の場合のみ必要）
●運行計画書　（常時介護する者が運転する場合のみ必要）
●証明書　（　〃　）
●誓約書　（　〃　）
※通院等の証明書は、医療機関、学校、通所施設などから、申請する自動車を使用して通っている具体的な期間、日数を含めて証明してもらってください。

６　保育料等の軽減

保育料等の軽減とは

認可保育園やこども園等に通っている児童本人が障害児である場合、又は障害者（児）と同居している場合で下記に該当すると保育料が軽減、副食費の徴収が免除されます。

①児童が３号認定（０～２歳児クラス）で、長岡市保育料徴収基準額表（※）の要件にあてはまる場合は、保育料が軽減されます。

※　基準額表は長岡市ホームページ、入園のしおり、保育料のお知らせ、子育てガイドなどでご確認ください。

②児童が２号認定（３～５歳児クラス）で、保護者（父、母）の市民税所得割額合計が 77,100 円以下の世帯は、副食費の徴収が免除されます。

申請窓口	児童の通っている園　又は　市役所　保育課（さいわいプラザ）

（１）対象者

障害者（児）※1 と同居※2 していて、かつ、認可保育園等に通っている児童

※1 障害者（児）とは次のいずれかに該当する者のことを言います。

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかの交付を受けている者

・特別児童扶養手当の支給対象児童

・国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者

※2 住民票が同じ住所地で、実際に同じ家に住んでいる場合に限ります。
施設等に入所している方は同居とはみなしません。

（２）申請の手続き

該当手帳（該当者の氏名、等級、取得年月日が確認できる部分）のコピーと認定変更申請書を記入して、申請窓口へ提出してください。

原則として、申請の翌月分から軽減適用されます。

※認定変更申請書に対象者のマイナンバーの提供があれば、証明書類の添付を省略できます。（ただし、療育手帳は省略できないため、手帳のコピーの提出が必要です。）

＜お問い合わせ先＞
市役所　保育課　入園窓口係　TEL３９－２３７７（直通）

⑦手 当 な ど

１　障害者のための手当など

（1）心身の障害を理由に支給される手当

手 当 名	受 給 者	対象年齢	対象となる障害	月　額
特別障害者手当	障害者本人	２０歳以上	常時介護が必要な最重度の障害	３０，４５０円
特別児童扶養手当	障害児を養育する者	２０歳未満	重度～中度の障害	１級（重度） ５８，４５０円 ２級（中度） ３８，９３０円
障害児福祉手当	障害児本人	２０歳未満	常時介護が必要な重度の障害	１６，５６０円

（2）障害年金

次の３つの要件をすべて満たす方は、請求手続きを行うことにより、障害年金が支給されます。

①初診日に、年金に加入していること

障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日（初診日）に年金に加入している必要があります。初診日に加入していた年金が、国民年金であれば障害基礎年金、厚生年金であれば障害厚生年金が請求できます。

※　年金に加入していない20歳前や60歳以上65歳未満の期間（日本国内に住んでいることが条件）に初診日があるときも含みます。

②一定の障害の状態にあること

障害認定日（原則、初診日から１年６ヵ月を経過した日）または65歳に達するまでに、一定の障害状態にあることが必要です。

【注意事項】
「障害者手帳の障害等級」と「国民年金・厚生年金保険の障害等級」とでは、判断基準が異なります（手帳の有無は、障害年金の支給決定に直接影響するものではありません。）。

③一定の保険料を納付していること

初診日前に一定期間の保険料納付済期間があること、または直近１年間に保険料の未納期間がないことが必要です。

※年金に加入していない20歳未満の期間に初診日がある場合、この要件は不要です。
詳しくは、市役所国保年金課国民年金担当（TEL39－2250）又は長岡年金事務所（TEL88－0006）にお問い合わせください。

（3）心身障害者扶養共済制度

障害者の保護者が掛金を納入し、保護者が万一の場合に障害者に年金が支給される共済制度です。

（4）長岡市家族介護見舞金

重複障害者等を家庭で常時介護している人に対して支給される手当です。

※詳細は72ページを参照してください。

(5)児童扶養手当

ひとり親で児童を監護している母、監護し、かつ生計を同じくしている父等に支給される手当ですが、配偶者が重度の障害者である場合、支給されることがあります。

なお、公的年金給付等を受給しており、年金等の額が手当額より低い場合は、その差額分の手当が支給されます。（※障害基礎年金等を受給している方については、手当額の算定方法と支給制限に関する所得の算定方法が異なります。）

２　特別障害者手当

特別障害者手当とは

在宅の常時介護が必要な最重度の障害(寝たきりなど)の人に対して支給される手当です。手当を受給するには、申請が必要です。

対象外	施設入所・入院		所得制限	あり
手当月額	３０，４５０円		支給月	２月、５月、８月、１１月

※手当額は改定されることがあります。(令和７年４月１日現在)

申請窓口	市役所 福祉窓口 各支所（巻頭参照）

申請の手続き

主治医などから診断書を書いてもらい、申請してください。

※診断書の用紙は、市役所福祉窓口、各支所にあります。

○問い合わせ先:　市役所 福祉課障害活動係（巻頭参照）

○申請に必要なもの

●診断書

●年金、恩給の証書

●年金、恩給の受取額がわかるもの(振込通知など)

１月～６月に申請する場合:前々年の１月～１２月のもの

７月～１２月に申請する場合:前年の１月～１２月のもの

●本人名義の預金通帳

●マイナンバー確認書類

◎長岡市に転入してきた方等、長岡市で課税状況の確認ができない受給者、その配偶者および扶養義務者は、課税証明書が必要になります。

※マイナンバーが確認できる場合は省略可能です。

※認定になった場合、手当は申請した翌月分から出るようになります。

３　特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは

在宅の心身に中度から重度の障害を持つ児童（２０歳未満）を養育している人に支給される手当です。手当を受給するには、認定請求手続きが必要です。

対象外	施設入所	所得制限	あり	支給月	４月、８月、１１月

手当月額	１級	５８，４５０円	申請窓口	市役所　福祉窓口 各支所（巻頭参照）
	２級	３８，９３０円		

※手当額は改定されることがあります。

申請の手続き

主治医などから診断書を書いてもらい、請求してください。お持ちの身体障害者手帳、療育手帳の等級・内容によっては、診断書の提出を省略できる場合がありますのでお問い合わせください。

※診断書の用紙は、市役所福祉窓口、各支所にあります。

○問い合わせ先：　市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）

○請求に必要なもの（申請時にすべての書類が必要となります。）

●診断書（申請月の前月から申請日までに作成したもの）

例）７月１５日申請の場合、６月１日から７月１５日までに作成した診断書

●請求者と児童の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

※申請日以前の１か月以内に発行されたもの

●同居家族全員（世帯分離の分も含む）の住民票の写し（続柄、本籍の表示があるもの）

※申請日以前の１か月以内に発行されたもの

※マイナンバーが確認できる場合は省略可能です。

●振込先口座申出書　　●請求者（養育者）名義の預金通帳

●同居家族全員（世帯分離含む）マイナンバー確認書類

◎長岡市に転入してきた方等、長岡市で課税状況の確認ができない場合は、請求者とその配偶者および扶養義務者の課税証明書が必要になります。

※マイナンバーが確認できる場合は省略可能です。

※認定になった場合、手当は申請した翌月分から出るようになります。

※請求者は、児童の父母（養育者）のうち、主たる生計維持者（所得の多い方）となります。

４　障害児福祉手当

障害児福祉手当とは

在宅の介護が必要な重度の障害を持つ児童（２０歳未満）に対して支給される手当です。手当を受給するには、申請が必要です。

対象外	施設入所		所得制限	あり

手当月額	１６，５６０円		支給月	２月、５月、８月、11月

※手当額は改定されることがあります。（令和７年４月１日現在）

申請窓口	市役所 福祉窓口　　各支所（巻頭参照）

申請の手続き

主治医などから診断書を書いてもらい、申請してください。

※診断書の用紙は、市役所福祉窓口、各支所にあります。

○問い合わせ先：　市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）

○申請に必要なもの

●診断書

●本人名義の預金通帳

●マイナンバー確認書類

◎長岡市に転入してきた方等、長岡市で課税状況の確認ができない受給者、その配偶者および扶養義務者は、課税証明書が必要になります。

※マイナンバーが確認できる場合は省略可能です。

※認定になった場合、手当は申請した翌月分から出るようになります。

５　児童扶養手当

児童扶養手当とは

ひとり親で児童（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間、又は２０歳未満で法令で定める程度の障害のあるもの）を監護している母、監護し、かつこれと生計を同じくしている父、又はこれらに代わって児童を養育している人に支給される手当です。

この手当は、配偶者が重度の障害者である場合も、支給されます。また、公的年金給付等を受給しており、年金等の額が手当額より低い場合は、その差額分の手当が支給されます。

（※障害基礎年金等を受給している方については、手当額の算定方法と支給制限に関する所得の算定方法が異なります。）

なお、手当を受給するには、本人からの申請が必要です。

所得制限	あり

手当月額	全部支給	児童１人　４８，０５０円	・児童２人以上の場合は、左記の額に最大１１，３５０円加算
	一部支給	児童１人 ４８，０４０円～１１，３４０円	

※手当額は改訂されることがあります。

支給月	奇数月（年６回、各２か月分）

請求窓口	市役所　福祉窓口 各支所（巻頭参照）

認定請求の手続き

○問い合わせ先　　長岡市役所生活支援課（TEL３９－２３３８）

○認定請求に必要なもの

●認定請求書

●請求者名義の預金通帳又はキャッシュカード

●マイナンバー確認書類

※申請者、支給対象児童、扶養義務者及び配偶者のもの

●その他、認定請求事由等により必要な書類（窓口で確認してください。）

６　新潟県心身障害者扶養共済制度

新潟県心身障害者扶養共済制度とは

障害者の保護者が加入者となり掛金を納付することで、保護者が万一死亡又は重度障害になった場合に、障害者に年金が支給される制度です。

申請窓口	市役所　福祉窓口　　各支所（巻頭参照）

（１）加入要件

障害者を扶養している保護者（父母、配偶者、祖父母等）で、次の条件をすべて満たす者

①４月１日現在の年齢が６５歳未満であること

②加入時に特別の疾病や障害がないこと

（２）障害者の要件

将来、独立自活することが困難であると認められる次のいずれかに該当する者

①知的障害者

②身体障害者手帳１～３級に該当する者

③精神又は身体に永続的な障害のある者で前述①②と同程度の障害があると認められる者

（３）加入口数

障害者１人につき、２口まで

（４）掛金月額（１口あたり）※掛金は改定されることがあります。（平成２２年４月１日～）

加入時の年度の４月１日時点の年齢	掛金月額	加入時の年度の４月１日時点の年齢	掛金月額
３５歳未満	９，３００円	５０歳以上５５歳未満	１８，８００円
３５歳以上４０歳未満	１１，４００円	５５歳以上６０歳未満	２０，７００円
４０歳以上４５歳未満	１４，３００円	６０歳以上６５歳未満	２３，３００円
４５歳以上５０歳未満	１７，３００円		

（５）掛金の免除

掛金は次の要件の両方に該当するまで払い込んでいただくと、以降の掛金が免除となります。

要件１	加入日（口数を追加された分は口数追加日）から 20 年以上経過
要件２	加入日（口数を追加された分は口数追加日）から加入者が４月１日時点で満 65 歳である年度の加入応当日の前日までの期間

（６）年金の支払

加入者が死亡し、又は重度障害になった場合、その月から障害者の生涯にわたって、毎月年金が支払われます。（１口につき月額２万円）

（７）弔慰金の支払

加入期間が１年以上のとき、加入者が生存中に障害者が死亡した場合に、弔慰金が支払われます。（１口につき、加入期間が１年以上５年未満の場合は５万円、５年以上２０年未満の場合は１２万５千円、２０年以上の場合は２５万円）※金額は加入年度によって異なります。

（８）脱退一時金の支払

加入期間が５年以上のとき、加入者がこの制度を脱退した場合に、脱退一時金が支払われます。（１口につき、加入期間が５年以上１０年未満の場合は 7 万５千円、１０年以上２０年未満の場合は１２万５千円、２０年以上の場合は２５万円）※金額は加入年度によって異なります。

（９）手続き

心身障害者扶養共済制度に加入するためには、申込の手続きが必要になります。

手続きの詳細については、福祉課障害活動係（巻頭参照）にお問い合わせください。

７　長岡市家族介護見舞金支給事業

長岡市家族介護見舞金とは

重複障害者と同居し、常時在宅で介護する家族に対して支給される手当です。
重複障害者に関する家族介護見舞金については、以下のとおりです。

等級制限	あり		所得制限	あり
手当月額	５，０００円		申請窓口	市役所 福祉窓口

（１）対象者

次のすべての条件を満たす障害者を家庭で常時介護している人

①身体障害者手帳の肢体不自由の１級から３級所持者

②療育手帳Ａまたは精神障害者保健福祉手帳１級所持者

③市民税非課税

（２）申請の手続き

○申請期間:毎年１月４日から１月末日まで

○問い合わせ先:市役所　福祉課障害活動係（巻頭参照）

○申請に必要なもの

●支給申請書（市役所福祉窓口にあります。）

※在宅で介護を行った日数が２０日以上の月が支給の対象になります。

８　障害者紙おむつ購入費助成事業

障害者紙おむつ購入費助成事業

各手当受給者で、常時紙おむつが必要な在宅障害者の方に、紙おむつ購入費を助成します。

申請窓口	市役所 福祉窓口 ・各支所（巻頭参照）

（１）対象者

市内に住所を有し、在宅で常時おむつを使用している３歳以上６５歳未満で、次のいずれかに該当する方（ただし、同一年度で日常生活用具費の給付（紙おむつ）との併用はできません）

①特別障害者手当受給者

②障害児福祉手当受給者

③特別児童扶養手当（１級）の支給対象児童

ただし、次に該当される方は支給対象外となります。

ア）日常生活用具として紙おむつの交付を受けている方

イ）入院・施設入所者

（２）助成限度額

一年度当たり１５，０００円

（３）申請の手続き

○問い合わせ先：市役所 福祉課障害活動係（巻頭参照）

○申請に必要なもの

●助成対象者名義の預金通帳

９　新潟県在宅重度重複障害者介護見舞金

在宅重度重複障害者介護見舞金とは

在宅の重度重複障害者を常時介護している保護者に対して支給されるものです。介護見舞金を受給するには、申請が必要です。

等級制限	あり		所得制限	あり	
手当月額	２０，０００円		支給月	７月、１１月、３月	
相談窓口	新潟県長岡地域振興局 健康福祉環境部　地域福祉課				

（１）介護見舞金の対象となる障害者

次のすべてを満たす人

①療育手帳「Ａ」の交付を受けている人

②身体障害者手帳の交付を受けている人で、次の障害区分のうち２つ以上に当てはまる人

視　覚　障　害	１級、２級
聴　覚　障　害	２級
肢 体 不 自 由	１級、２級
内　部　障　害	１級

（※詳細については、下記申請先にお問い合わせください）

③在宅で保護者が常時介護していること

（２）申請の手続き

○申請先：新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部（地域福祉課）

〒９４０－０８５７　長岡市沖田３－２７１１－１　　TEL ３３－４９３７

○申請に必要なもの

●支給申請書（様式１）

●所得状況届（様式２）

●申請者の世帯全員分の住民票（「続柄」の記載のあるもの）

●保護者名義の預金通帳

●所得状況届に記載した者の所得額についての市長の証明（市長が発行する課税証明書等）

●療育手帳、身体障害者手帳の写し

●相手方登録申込書（様式３）

※様式１,２,３については、新潟県ホームページまたは長岡地域振興局にお問い合わせください。

⑧相 談 窓 口

１　障害者相談支援事業

障害者相談支援事業とは

障害のある方が地域のなかでともに暮らせるように、障害者相談支援事業所を設置し、様々な相談に応じるほか、福祉サービスの紹介や手続きの手伝いなどの支援を行う事業です。

相談窓口	障害者相談支援事業所

（１）対象者

在宅障害者とその家族など

（２）障害者相談支援事業所の名称等

担当地区・地域	名称・所在地・連絡先
なかじま・おもてまち・ふそき 千手・阪之上の一部（ＪＲ線の西側）・表町・中島・神田・新町・栖吉・富曽亀・山本・新組・黒条	**相談支援センターふかさわ分室サンスマイル** 長岡市中沢６６３番地１ ＴＥＬ：８６－７８１２　FAX：８６－７８１３
けさじろ・みやうち・やまこし・かわぐち 四郎丸・豊田・阪之上の一部（ＪＲ線の東側）・川崎・宮内・十日町・六日市・太田・山通・山古志・川口	**障がい者支援センターあさひ** 長岡市川崎町１９６２番地１ ＴＥＬ：３２－５８７７　FAX：３２－５８８５
まきやま・みしま・なかのしま・よいた・わしま・てらどまり 下川西・上川西・福戸・王寺川・三島・中之島・与板・和島・寺泊	**地域生活支援センターすとく** 長岡市三ツ郷屋町２８７番地１ ＴＥＬ：２７－４２６６　FAX：２７－４２６５
にしながおか・こしじ・おぐに 大島・希望が丘・日越・関原・宮本・大積・深才・青葉台・越路・小国	**相談支援センターふかさわ** 長岡市西津町字原４６６８番地「桐樹園」内 ＴＥＬ：４７－２２０８　FAX：４７－２２０６
とちお 栃尾	**障害者相談支援センターとちお** 長岡市栃尾表町５番６号 ＴＥＬ：８６－６３９６　FAX：８６－６０３６

障害者基幹相談支援センター　ＴＥＬ：３９－２３６２　FAX：８６－０２２０
地域の関係機関から障害者などの福祉に関する相談を受けるほか、各相談支援事業所を支える中核的な役割を担います。

２　障害者就業・生活支援センター事業

障害者就業・生活支援センター事業とは

障害のある方の就労面全般にわたる支援やそれに伴う日常生活上の支援を行います。

相談窓口	障害者就業・生活支援センター

（１）対象者

障害のある方。障害の枠に入らない方も必要と判断した場合は支援します。

（２）センターの名等

障がい者就業・生活支援センターこしじ

所在地：長岡市浦９７５０番地　　ＴＥＬ：９２－５１６３　FAX：９２－６７３１

（３）主な事業

就業及び日常生活にかかる指導・助言・援助

事業所に対する雇用管理についての助言

職業準備訓練・職場実習のあっせん

３　こども発達相談室

こども発達相談室とは

子どもの発達に関する不安や悩み等について、保育士、臨床心理士、言語聴覚士等が相談に応じます。

問合せ先	こども発達相談室 ＴＥＬ　３６－３７２７

（１）対象者

１８歳未満の子どもとその保護者

（２）相談時間・場所

相　談　時　間	相　談　場　所
月～金曜日　午前８時３０分～午後５時１５分	こども発達相談室 （さいわいプラザ６階こども家庭センター内）

４　身体障害者相談員・知的障害者相談員

身体障害者相談員・知的障害者相談員は、長岡市から「身体障害者、知的障害者及びその保護者の相談指導業務」の委託を受けた民間の篤志家です。その活動内容は、地域活動の中心的存在として活躍するとともに、「医療、補装具、生活、身の上、税金などの相談」にお応えし、関係機関を紹介します。

（１）身体障害者相談員

氏　　名	ＴＥＬ	備考
五十嵐　政男	３３－６８４４	視覚障害
平野　昌夫	FAX ２５－２９００	聴覚障害
嶋田　貞夫	５３－６６１９	肢体不自由
土田　清海	３３－７１５０	肢体不自由
田辺　範男	３４－４６４４	肢体不自由
近藤　哲雄	２７－４８２３	肢体不自由
樋山　哲雄	６６－５３０２	肢体不自由
大渕　時江	８９－３６１２	肢体不自由

（２）知的障害者相談員

知的障害者相談員にご相談したい方は、まず障害者基幹相談支援センターへご連絡ください。下記の相談員連絡先をご紹介します。

連絡先	長岡市障害者基幹相談支援センター TEL：３９－２３６２　FAX：８６－０２２０
対応時間	平日　午前８時３０分～午後５時１５分
相談員	多田　克美、番場　久子、田中　春美、吉荒　正次、平石　稔、西脇　郁子

５　精神障害者家族相談

精神に障害がある方の家族が自主的に運営している「長岡希望の会」による家族支援の取組みです。家族が抱える悩みに対し、同じ立場にある家族等が相談員となってお応えします。

氏　　名	ＴＥＬ
池野　宏子	０８０－１０９３－８３４４
森田　直子	０９０－２４２１－５６３１

氏　　名	ＴＥＬ
小川　容子	９４－５５５２（家族会事務所）

※電話相談のほかに、対面相談を定期的に実施しています。

実 施 日：毎月第２・第４水曜日　午前１０時から正午まで（予約不要）
会　　場：長岡市社会福祉センタートモシア２階　相談室（長岡市表町２丁目２番地２１）
問い合わせ先：長岡希望の会（長岡市城内町３-５-１１　北野ビル２Ｆ
TEL　８９－７８８３　又は　９４－５５５２

⑨資　　料

1　障害者団体関係及びボランティア団体

（1）障害者団体関係

団　体　名	代表者	所　在　地	ＴＥＬ
長岡市身体障害者団体連合会	藤田　芳雄	表町２丁目２－２１ (社会福祉協議会ボランティアセンター)	090-2306-6305 （個人）
長岡市中之島身体障害者福祉協会	樋山　哲雄	中野中甲１６６６番地２	６６－０６８８
長岡市栃尾身体障害者福祉協会	嶋田　貞夫	栃尾岩野外新田３７	５３－６６１９
長岡市肢体障害者協会	近藤　哲雄	下柳１－３－２２	２８－７６１６
長岡市ろうあ者福祉協会	目黒　健太	摂田屋町２６６２－３	８９－７３４４ (FAX)
長岡視覚障害者福祉協会	五十嵐　政男	宮内５－６－３０	３３－６８４４
長岡市手をつなぐ育成会	多田　克美	事務局 浦９７５０番地 （中越福祉会みのわの里法人本部内）	９２－２５００ (FAX) ９２－４９４４
公益社団法人　日本オストミー協会 新潟県支部　雪椿友の会	田中　敏明	下柳３－５－３８	２７－０５９１
長岡市精神障害者家族会　長岡希望の会	杉島　正子 千野　ミサ子	城内町３－５－１１北野ビル２Ｆ	９４－５５５２

（2）ボランティア団体

団　体　名	代表者	所　在　地	ＴＥＬ
長岡音声訳の会	中村　しのぶ	中沢４－１５６	080-4295-3409
長岡点訳の会	五十嵐　陽子	長岡市南町 3-9-16-702	３９－９５６５
長岡市手話サークル	高野　由美	関原東町１４４	事務局　大野　真弓 090-1533-1372
栃尾手話サークル	石丸　正浩	下塩２１３９	事務局　五十嵐　勝栄 52-2485
手話サークル虹	渡邉　卓	呉服町２－２－８	事務局　河田　明美 34-1945（FAX 兼）
手話サークルあゆみ	栃倉　安子	青葉台５－２０－１５	事務局　清水　美知子 32-8635（FAX 兼）
長岡要約筆記サークル	武田　恵子	見附市上新田町 521-12	090-4812-1676

2　身体障害者障害程度等級表

級別			1級	2級	3級
視覚障害			視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（Ｉ/４視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ｉ/２視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（２級の２に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害			両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベル90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
聴覚又は平衡機能の障害	平衡機能障害				平衡機能の極めて著しい障害
音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障害					音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
肢体不自由	上肢		1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の２分の１以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
肢体不自由	下肢		1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
肢体不自由	体幹		体幹の機能障害により座っていることができないもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
肢体不自由	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの　注２	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
肢体不自由	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの　注３

4　級	5　級	6　級	7　級	備　考
1　視力の良い方の眼の視力が0.08 以上 0.1 以下のもの(３級の２に該当するものを除く。) 2　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3　両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2　両眼による視野の 2 分の１以上が欠けているもの 3　両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4　両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5　両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの		1　同一の等級について２つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、２つの重複する障害が特に本表中に指定されている場合は、その該当等級とする。 2　肢体不自由において、７級の障害が 1 つのみでは手帳交付にならないが、７級の障害が 2 つ以上重複する場合又は 6 級以上の障害と重複する場合は手帳交付の対象となる。 3　異なる等級について､2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4「指を欠くもの」とは､おや指については指節間関節(IP)その他の指については近位指節間関節(PIP)又はこれより近位部を欠くものをいう。 5「指の機能障害」とは､中手指節間関節を含め、これより遠位部の障害をいい、おや指については対立運動障害をも含むものとする。
1 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの		1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの(40 センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2　一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上､他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの		
	平衡機能の著しい障害			
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害				
1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3　一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1　一上肢のおや指の機能の著しい障害 2　ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1　一上肢の機能の軽度の障害 2　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち､いずれか一関節の機能の軽度の障害 3　一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	
1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6　一下肢が健側に比して 10 センチメートル以上又は健側の長さの 10 分の１以上短いもの	1　一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3　一下肢が健側に比して 5 センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の１以上短いもの	1　一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2　一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3　一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち､いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 3 センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の１以上短いもの	
	体幹の機能の著しい障害			
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会における日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	

級　　別		1　　級	2　　級	3　　級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓機能障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常活動が著しく制限されるものを除く。）
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

注1　太線の左側は第1種身体障害者、右側は第２種身体障害者をさす。
注２　両上肢の場合は第1種身体障害者、一上肢の場合は第２種身体障害者となる。
注３　両下肢の場合は第1種身体障害者、一下肢の場合は第２種身体障害者となる。

4　級	5　級	6　級	7　級	備　考
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				6　上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう
じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの				

3　障害者総合支援法における難病等の対象疾病一覧表

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	71	急性網膜壊死	141	CFC 症候群
2	アイザックス症候群	72	球脊髄性筋萎縮症	142	シェーグレン症候群
3	IgA 腎症	73	急速進行性糸球体腎炎	143	色素性乾皮症
4	IgG4 関連疾患	74	強直性脊椎炎	144	自己貪食空胞性ミオパチー
5	亜急性硬化性全脳炎	75	巨細胞性動脈炎	145	自己免疫性肝炎
6	アジソン病	76	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
7	アッシャー症候群	77	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）	147	自己免疫性溶血性貧血
8	アトピー性脊髄炎	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	148	四肢形成不全
9	アペール症候群	79	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）	149	シトステロール血症
10	アミロイドーシス	80	筋萎縮性側索硬化症	150	シトリン欠損症
11	アラジール症候群	81	筋型糖原病	151	紫斑病性腎炎
12	アルポート症候群	82	筋ジストロフィー	152	脂肪萎縮症
13	アレキサンダー病	83	クッシング病	153	若年性特発性関節炎
14	アンジェルマン症候群	84	クリオピリン関連周期熱症候群	154	若年性肺気腫
15	アントレー・ビクスラー症候群	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	155	シャルコー・マリー・トゥース病
16	イソ吉草酸血症	86	クルーゾン症候群	156	重症筋無力症
17	一次性ネフローゼ症候群	87	グルコーストランスポーター1 欠損症	157	修正大血管転位症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	88	グルタル酸血症 1 型	158	出血性線溶異常症
19	1p36 欠失症候群	89	グルタル酸血症 2 型	159	ジュベール症候群関連疾患
20	遺伝性自己炎症疾患	90	クロウ・深瀬症候群	160	シュワルツ・ヤンペル症候群
21	遺伝性ジストニア	91	クローン病	161	神経細胞移動異常症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	92	クロンカイト・カナダ症候群	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
23	遺伝性膵炎	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症	163	神経線維腫症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	94	結節性硬化症	164	神経有棘赤血球症
25	ウィーバー症候群	95	結節性多発動脈炎	165	進行性核上性麻痺
26	ウィリアムズ症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
27	ウィルソン病	97	限局性皮質異形成	167	進行性骨化性線維異形成症
28	ウエスト症候群	98	原発性肝外門脈閉塞症	168	進行性多巣性白質脳症
29	ウェルナー症候群	99	原発性局所多汗症	169	進行性白質脳症
30	ウォルフラム症候群	100	原発性硬化性胆管炎	170	進行性ミオクローヌスてんかん
31	ウルリッヒ病	101	原発性高脂血症	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
32	HTRA1 関連脳小血管病	102	原発性側索硬化症	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
33	HTLV-1 関連脊髄症	103	原発性胆汁性胆管炎	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
34	ATR-X 症候群	104	原発性免疫不全症候群	174	スタージ・ウェーバー症候群
35	ADH 分泌異常症	105	顕微鏡的大腸炎	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	106	顕微鏡的多発血管炎	176	スミス・マギニス症候群
37	エプスタイン症候群	107	高 IgD 症候群	177	スモン
38	エプスタイン病	108	好酸球性消化管疾患	178	脆弱 X 症候群
39	エマヌエル症候群	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	179	脆弱 X 症候群関連疾患
40	MECP2 重複症候群	110	好酸球性副鼻腔炎	180	成人発症スチル病
41	LMNB1 関連大脳白質脳症	111	抗糸球体基底膜腎炎	181	成長ホルモン分泌亢進症
42	遠位型ミオパチー	112	後縦靭帯骨化症	182	脊髄空洞症
43	円錐角膜	113	甲状腺ホルモン不応症	183	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
44	黄色靭帯骨化症	114	拘束型心筋症	184	脊髄髄膜瘤
45	黄斑ジストロフィー	115	高チロシン血症 1 型	185	脊髄性筋萎縮症
46	大田原症候群	116	高チロシン血症 2 型	186	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
47	オクシピタル・ホーン症候群	117	高チロシン血症 3 型	187	前眼部形成異常
48	オスラー病	118	後天性赤芽球癆	188	全身性エリテマトーデス
49	カーニー複合	119	広範脊柱管狭窄症	189	全身性強皮症
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	120	膠様滴状角膜ジストロフィー	190	先天異常症候群
51	潰瘍性大腸炎	121	抗リン脂質抗体症候群	191	先天性横隔膜ヘルニア
52	下垂体前葉機能低下症	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	192	先天性核上性球麻痺
53	家族性地中海熱	123	コケイン症候群	193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
54	家族性低βリポタンパク血症 1（ホモ接合体）	124	コステロ症候群	194	先天性魚鱗癬
55	家族性良性慢性天疱瘡	125	骨形成不全症	195	先天性筋無力症候群
56	カナバン病	126	骨髄異形成症候群	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	127	骨髄線維症	197	先天性三尖弁狭窄症
58	歌舞伎症候群	128	ゴナドトロピン分泌亢進症	198	先天性腎性尿崩症
59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	129	5p 欠失症候群	199	先天性赤血球形成異常性貧血
60	カルニチン回路異常症	130	コフィン・シリス症候群	200	先天性僧帽弁狭窄症
61	加齢黄斑変性	131	コフィン・ローリー症候群	201	先天性大脳白質形成不全症
62	肝型糖原病	132	混合性結合組織病	202	先天性肺静脈狭窄症
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	133	鰓耳腎症候群	203	先天性風疹症候群
64	環状 20 番染色体症候群	134	再生不良性貧血	204	先天性副腎低形成症
65	関節リウマチ	135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	205	先天性副腎皮質酵素欠損症
66	完全大血管転位症	136	再発性多発軟骨炎	206	先天性ミオパチー
67	眼皮膚白皮症	137	左心低形成症候群	207	先天性無痛無汗症
68	偽性副甲状腺機能低下症	138	サルコイドーシス	208	先天性葉酸吸収不全
69	ギャロウェイ・モワト症候群	139	三尖弁閉鎖症	209	前頭側頭葉変性症
70	急性壊死性脳症	140	三頭酵素欠損症	210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
211	早期ミオクロニー脳症	281	汎発性特発性骨増殖症	351	もやもや病
212	総動脈幹遺残症	282	PCDH19 関連症候群	352	モワット・ウイルソン症候群
213	総排泄腔遺残	283	PURA 関連神経発達異常症	353	薬剤性過敏症症候群
214	総排泄腔外反症	284	非ケトーシス型高グリシン血症	354	ヤング・シンプソン症候群
215	ソトス症候群	285	肥厚性皮膚骨膜症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
216	ダイアモンド・ブラックファン貧血	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
217	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	357	4p 欠失症候群
218	大脳皮質基底核変性症	288	肥大型心筋症	358	ライソゾーム病
219	大理石骨病	289	左肺動脈右肺動脈起始症	359	ラスムッセン脳炎
220	ダウン症候群	290	ビタミン D 依存性くる病／骨軟化症	360	ランゲルハンス細胞組織球症
221	高安動脈炎	291	ビタミン D 抵抗性くる病／骨軟化症	361	ランドウ・クレフナー症候群
222	多系統萎縮症	292	ビッカースタッフ脳幹脳炎	362	リジン尿性蛋白不耐症
223	タナトフォリック骨異形成症	293	非典型溶血性尿毒症症候群	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
224	多発血管炎性肉芽腫症	294	非特異性多発性小腸潰瘍症	364	両大血管右室起始症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	295	皮膚筋炎／多発性筋炎	365	リンパ管腫症／ゴーハム病
226	多発性軟骨性外骨腫症	296	びまん性汎細気管支炎	366	リンパ脈管筋腫症
227	多発性嚢胞腎	297	肥満低換気症候群	367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
228	多脾症候群	298	表皮水疱症	368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
229	タンジール病	299	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	369	レーベル遺伝性視神経症
230	単心室症	300	VATER 症候群	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
231	弾性線維性仮性黄色腫	301	ファイファー症候群	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
232	短腸症候群	302	ファロー四徴症	372	レット症候群
233	胆道閉鎖症	303	ファンコニ貧血	373	レノックス・ガストー症候群
234	遅発性内リンパ水腫	304	封入体筋炎	374	ロウ症候群
235	チャージ症候群	305	フェニルケトン尿症	375	ロスムンド・トムソン症候群
236	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	306	フォンタン術後症候群	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
237	中毒性表皮壊死症	307	複合カルボキシラーゼ欠損症		
238	腸管神経節細胞僅少症	308	副甲状腺機能低下症		
239	TRPV4 異常症	309	副腎白質ジストロフィー		
240	TSH 分泌亢進症	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症		
241	TNF 受容体関連周期性症候群	311	ブラウ症候群		
242	低ホスファターゼ症	312	プラダー・ウィリ症候群		
243	天疱瘡	313	プリオン病		
244	特発性拡張型心筋症	314	プロピオン酸血症		
245	特発性間質性肺炎	315	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）		
246	特発性基底核石灰化症	316	閉塞性細気管支炎		
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	317	β-ケトチオラーゼ欠損症		
248	特発性後天性全身性無汗症	318	ベーチェット病		
249	特発性大腿骨頭壊死症	319	ベスレムミオパチー		
250	特発性多中心性キャッスルマン病	320	ヘパリン起因性血小板減少症		
251	特発性門脈圧亢進症	321	ヘモクロマトーシス		
252	特発性両側性感音難聴	322	ペリー病		
253	突発性難聴	323	ペルーシド角膜辺縁変性症		
254	ドラベ症候群	324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）		
255	中條・西村症候群	325	片側巨脳症		
256	那須・ハコラ病	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		
257	軟骨無形成症	327	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
259	22q11.2 欠失症候群	329	ホモシスチン尿症		
260	乳児発症 STING 関連血管炎	330	ポルフィリン症		
261	乳幼児肝巨大血管腫	331	マリネスコ・シェーグレン症候群		
262	尿素サイクル異常症	332	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群		
263	ヌーナン症候群	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー		
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B 関連腎症	334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
265	ネフロン癆	335	慢性再発性多発性骨髄炎		
266	脳クレアチン欠乏症候群	336	慢性膵炎		
267	脳腱黄色腫症	337	慢性特発性偽性腸閉塞症		
268	脳内鉄沈着神経変性症	338	ミオクロニー欠神てんかん		
269	脳表ヘモジデリン沈着症	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
270	膿疱性乾癬	340	ミトコンドリア病		
271	嚢胞性線維症	341	無虹彩症		
272	パーキンソン病	342	無脾症候群		
273	バージャー病	343	無βリポタンパク血症		
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	344	メープルシロップ尿症		
275	肺動脈性肺高血圧症	345	メチルグルタコン酸尿症		
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	346	メチルマロン酸血症		
277	肺胞低換気症候群	347	メビウス症候群		
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	348	免疫性血小板減少症		
279	バッド・キアリ症候群	349	メンケス病		
280	ハンチントン病	350	網膜色素変性症		

（注意）上記一覧に記載の疾病について、支援制度、サービスの種類によっては対象とならないものもありますので、詳しくは各制度の受付窓口にご相談ください。

ともしび運動

おとしよりや若い人、障害のある人もない人も「ともに生きる仲間」です。

「ともに生きる社会」の実現に向けて、助け合いの気持ちや、思いやりの心を、みんなで育てる運動、それが『ともしび運動』です。

もしも、まちで困っている人を見かけたら一声かけて手を差しのべる、こんなことが「ともに生きる社会」へのたいせつな第一歩となるでしょう。

私たちのまち長岡を、福祉の配慮が十分に行き届いた、住みよい社会につくりあげていくため、市民一人ひとりの知恵と力を結集したいと願っています。

・昭和 63 年 10 月　…　「ともに生きる社会」の実現に向けてスタート
・平成元年４月　…　「ともしび基金」を設置
・平成元年 12 月　…　「ともしび運動」シンボルマークを設置
・平成２年４月　…　「ともしび基金」の益金による事業スタート
・平成２年７月　…　「ともしび運動」標語を制定
・平成２年 10 月　…　「福祉マップながおか」を発行
・平成３年 11 月　…　「福祉読本」を発行
・平成４年 11 月　…　「ともしび運動」５周年記念事業「世界わたぼうし音楽祭長岡大会」開催
・平成６年２月　…　「福祉コミュニティ構想」を策定
・平成６年３月　…　「住みよい福祉のまちづくりハンドブック」を発行
・平成８年３月　…　「福祉マップながおか」改訂版を発行
・平成９年３月　…　「障害者基本計画」（平成９～17 年度）を策定
・平成 10 年３月　…　「福祉読本改訂版」を発行
・平成 12 年３月　…　「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定
・平成 12 年４月　…　「介護保険制度」スタート
・平成 15 年３月　…　「障害者基本計画」（平成 15～17 年度）を策定
・平成 15 年３月　…　「高齢者保健福祉計画･介護保険事業計画」第2期を策定
・平成 15 年４月　…　「支援費制度」スタート
・平成 16 年３月　…　「バリアフリーであいマップ」を発行
・平成 18 年３月　…　「介護保険事業計画」第３期を策定
・平成 18 年４月　…　「障害者自立支援法」スタート
・平成 19 年３月　…　「障害者基本計画・障害福祉計画」（平成 18～20 年度）第１期を策定
・平成 21 年３月　…　「障害者基本計画・障害福祉計画」（平成 21～23 年度）第２期を策定
・平成 24 年３月　…　「障害者基本計画・障害福祉計画」（平成 24～26 年度）第３期を策定
・平成 25 年４月　…　「障害者総合支援法」スタート
・平成 27 年３月　…　「障害者基本計画・障害福祉計画」（平成 27～29 年度）第４期を策定
・平成 28 年４月　…　「障害者差別解消法」スタート　「福祉読本改訂版」を発行
・平成 30 年３月　…　「障害者基本計画・障害福祉計画」第５期、
「障害児福祉計画」第１期（平成 30～令和２年度）を策定
・令和３年３月　…　「障害者基本計画・障害福祉計画」第６期、
「障害児福祉計画」第２期（令和３～５年度）を策定
・令和６年３月　…　「障害者基本計画・障害福祉計画」第７期、
「障害児福祉計画」第３期（令和６～８年度）を策定

障害者福祉ハンドブック
と　も　に　生　き　る
令和８年４月発行
編集発行：長岡市福祉保健部福祉課
〒９４０－８５０１（市役所専用郵便番号）
長岡市大手通１－４－１０
電話（０２５８）３９－２３４３
FAX（０２５８）３９－２２５６